独立行政法人福祉医療機構が福祉施設及び病院等施設の設置者等に対して貸し付けた新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付債権等の状況について

1　検査の背景

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた福祉施設及び病院等施設に対するコロナ貸付けの概要

ア　福祉貸付事業及び医療貸付事業の概要

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号。以下「機構法」という。）に基づき、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として、機構本部及び大阪支店において、社会福祉事業施設の設置、整備若しくは経営に必要な資金をその設置者等に又は福祉用具貸与事業等に必要な資金を当該事業を行う者に貸し付ける業務（以下「福祉貸付事業」といい、この事業による資金の貸付けを「福祉貸付」という。）、病院等の設置、整備若しくは経営に必要な資金をその開設者に又は指定訪問看護事業に必要な資金を当該事業を行う者に貸し付ける業務（以下「医療貸付事業」といい、この事業による資金の貸付けを「医療貸付」という。また、福祉貸付事業と医療貸付事業を合わせて「貸付事業」という。）等の各種業務を行っている。

貸付事業は、上記施設の設置、整備又は経営等に対して、長期・固定・低利の資金を提供することなどにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資する政策融資としての役割を担っている。なお、機構は、貸付事業において、建築資金等を貸し付けており、貸付けに当たっては、原則として担保を徴するものとされている。

イ　コロナ貸付けに関する制度の概要

(ｱ) コロナ貸付けの概要

「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の国際的な広がりの影響を受けている中小企業等に対して資金繰り支援を実施することとされた。これを踏まえて、機構は、厚生労働省の要請により、地域の福祉・医療サービスの提供体制を維持・確保するために、令和2年2月に、貸付事業において、「新型コロナウイルス感染症により機能を停止した場合等における経営資金又は長期運転資金」（以下「新型コロナウイルス対応支援資金」という。）の貸付け（以下「コロナ貸付け」という。）を開始し、その後5年9月までコロナ貸付けの申込みを受け付けていた。

新型コロナウイルス対応支援資金は、新型コロナの影響による減収等に伴い事業の継続に支障がある社会福祉事業施設等又は病院等において、人件費又は経費に充てる資金である。機構が定めた「新型コロナウイルス対応支援資金及び既往貸付先に係る特別措置に関する貸付事務取扱要領」（令和2年6月細則第1号）等によれば、コロナ貸付けの要件等は、図表1のとおり、貸付額が一定の範囲内であれば無利子、無担保とされており、貸付利率が無利子となる期間は貸付けの当初から5年間、償還期間は15年以内、うち据置期間は5年以内等とされている。

また、機構は、貸付事業において、新型コロナの影響を受ける前から建築資金等の通常の貸付けを受けるなどしていた既往貸付先に対する支援の一環として、新型コロナにより機能を停止した場合等における既往貸付金に係る元利金の返済猶予（以下「コロナ猶予」という。）を2年2月に開始し、コロナ貸付けと同時期に行っていた。

図表1　コロナ貸付けの要件等

区分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象	新型コロナの影響を受けた月の収入又は収益が前年又は前々年同月（困難な場合は直近3か月の平均値等）と比較して、おおむね5%以上減少しているもの又は減少が見込まれるものなど	
償還期間	15年以内（うち据置期間5年以内）	
貸付利率	〈当初5年間〉 【原則】 6000万円まで：無利子 6000万円超　：基準金利と同率 【新型コロナの感染者の発生に伴う休業等により減収となった入所施設（地域密着型サービスを除く。）】 1億円まで：無利子 1億円超　：基準金利と同率	〈当初5年間〉 【原則】 病院、介護老人保健施設及び介護医療院 1億円まで、 それ以外 4000万円まで：無利子 上記を超える額　　：基準金利と同率 【新型コロナ対応を行う医療機関】 「病院：1億円、診療所：4000万円」又は「減収又は減益の2か月分」の高い額まで：無利子 上記を超える額　　：基準金利と同率 【政策医療を担う医療機関】 「病院：1億円、診療所：4000万円」又は「減収又は減益の1か月分」の高い額まで：無利子 上記を超える額　　：基準金利と同率
	〈6年目以降〉基準金利と同率	
貸付限度額	所要資金の100%	「病院:7億2000万円、介護老人保健施設及び介護医療院:1億円、診療所及びそれ以外：4000万円」 又は「減収又は減益の12か月分」のいずれか高い額
無担保貸付限度額	【原則】 6000万円 【新型コロナの感染者の発生に伴う休業等により減収となった入所施設（地域密着型サービスを除く。）】 1億円	【原則】 病院：3億円 介護老人保健施設及び介護医療院：1億円 診療所及びそれ以外：4000万円 【新型コロナ対応を行う医療機関】 「病院：3億円、診療所：4000万円」又は「減収又は減益の6か月分」の高い額 【政策医療を担う医療機関】 「病院：3億円、診療所：4000万円」又は「減収又は減益の3か月分」の高い額
保証人	原則として、法人代表者等を連帯保証人として設定するか又は保証人不要制度を利用するかのいずれかを選択	
コロナ猶予	当初6か月（3年6か月まで延長可）既往貸付金の元利金の返済猶予	

注（1）　要件等は複数回の変遷を経ているが、ここでは無利子・無担保枠が拡充された令和2年6月の主な要件等を記載している。
注（2）　コロナ貸付けは、貸付けの対象となる施設等の単位で貸付限度額等が設定される。
注（3）　地域密着型サービスとは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定されたサービスであり、利用者が原則として当該サービスに係る指定を行った市町村の住民に限定されること、定員が一定以下（例えば、地域密着型特別養護老人ホームの場合は29人以下）であることなどの基準を満たすものをいう。

(ｲ) コロナ貸付けの対象施設の概要

貸付事業の対象となる施設及び事業（以下、当該施設及び当該事業に係る施設を合わせて「対象施設」といい、このうち、福祉貸付事業の対象施設を「福祉施設」といい、医療貸付事業の対象施設を「病院等施設」という。）並びに貸付けの相手方は、機構法、独立行政法人福祉医療機構業務方法書（平成15年厚生労働大臣認可。以下「業務方法書」という。）等に定められている。これらは、福祉・医療制度に係る法令の改正、施設整備に係る国庫補助の動向、民間金融機関との間における民業補完の考え方等の政策の重要性を踏まえて適宜見直されている。

コロナ貸付けにおける対象施設及び貸付けの相手方（貸付先の開設主体）の要件は、図表2のとおり通常の貸付けと同一となっていて、対象施設は多岐にわたっている。また、貸付けの相手方は対象施設によって異なっており、対象施設によっては、営利法人が貸付けの相手方とならない場合等がある。

図表2　貸付事業における対象施設及び貸付けの相手方

事業区分	対象施設の種類		左に係る主な施設及び事業	貸付けの相手方（貸付先の開設主体）				
				医療法人	個人	営利法人	社会福祉法人	その他
福祉貸付事業	入所施設	高齢者向け施設	特別養護老人ホーム	－	－	－	○	○
			認知症対応型老人共同生活援助事業	○	－	○	○	○
		障害者向け施設	障害者支援施設	－	－	－	○	○
		児童向け施設	障害児入所施設					
		その他施設	授産施設					
	通所等施設	高齢者向け施設	老人デイサービスセンター、訪問介護事業	○	－	○	○	○
		障害者向け施設	就労継続支援、共同生活援助					
		児童向け施設	放課後等デイサービス、児童発達支援					
		その他施設	介護福祉士養成施設	－	－	－	○	○
医療貸付事業	病院		病院(20床以上)	○	○	－	○	○
	入所施設	高齢者向け医療施設	介護老人保健施設、介護医療院					
	病院及び入所施設以外	一般診療所	診療所(無床若しくは19床以下。歯科を除く。)					
		歯科診療所	歯科診療所					
		その他医療施設	訪問看護事業	○	－	－	○	○
			助産所	○	○	－	○	○

注（1）　対象施設の種類は、機構の整理を基に本院が区分したものである。
注（2）　営利法人は会社法（平成17年法律第86号）の規定による株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。
注（3）　コロナ貸付けの貸付実績のある施設及び事業のうち主なものを記載している。また、貸付けの相手方のうち、医療法人、個人、営利法人又は社会福祉法人以外の一般社団法人等については、「その他」として記載しており、施設及び事業によって「その他」が示す開設主体は異なる。

(ｳ) 保証人不要制度の概要

機構から貸付けを受ける場合には、貸付けの相手方は、原則として、法人の代表者等を連帯保証人（以下「保証人」という。）として設定するか、又は保証人不要制度を利用するかのいずれかを選択することとなっている。

保証人不要制度は、貸付利率に一定の利率（以下「上乗せ利率」という。）を上乗せすることにより保証人の設定を不要とする制度であり、平成22年当時の金融業を取り巻く情勢において個人保証に過度に依存しない貸付けが推進され、保証人制度の在り方が議論されていたことなどを背景として、同年度に機構において導入された。

上乗せ利率は契約の締結時に決定され、償還期間中は変更されず同一の利率が適用される。コロナ貸付けにおける上乗せ利率は、通常の貸付けにおける上乗せ利率と同率となっており、福祉貸付は0.05%、医療貸付は0.15%となっている。

(ｴ) コロナ貸付けに係る審査、債権管理等に関する機構の姿勢

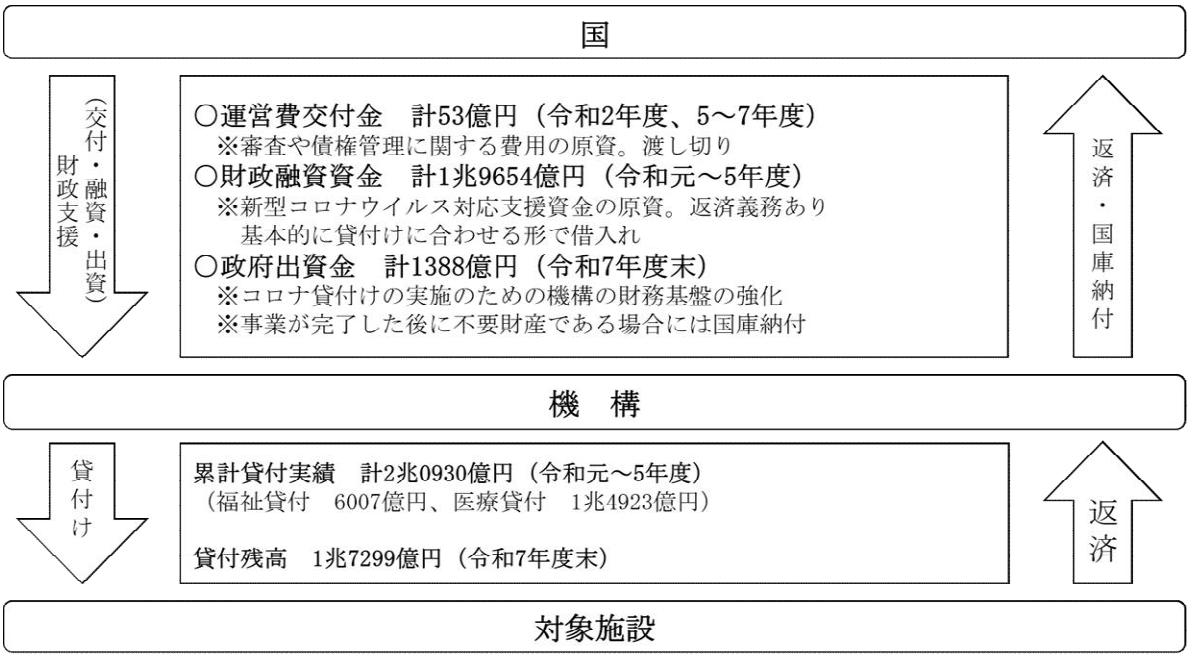
機構は、コロナ貸付けを開始するに当たり、政府の方針、すなわち、まずはコロナ禍による危機を乗り越えることを最優先として、不正等は事後対応を徹底するとの方針に基づき、迅速な審査により資金交付を早急に行うことを最優先とし、貸付け実行後に事業報告書等により債権管理（モニタリング）を実施することとしていた。また、機構は、債権管理に当たっては、第5期中期計画（令和5年度から9年度まで）において、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、適正な実施に努めるとしている。

ウ　コロナ貸付けに係る国の財政支援の状況

国は、コロナ貸付けの実施に当たり、元年度から7年度までの間に、機構に対して①運営費交付金、②財政融資資金及び③政府出資金による財政支援を行っている。機構は、これらを原資としてコロナ貸付けに係る貸付事業を実施している。

コロナ貸付けに係る国の財政支援及び資金の流れを概括的に示すと、図表3のとおりである。

図表3　コロナ貸付けに係る国の財政支援及び資金の流れ

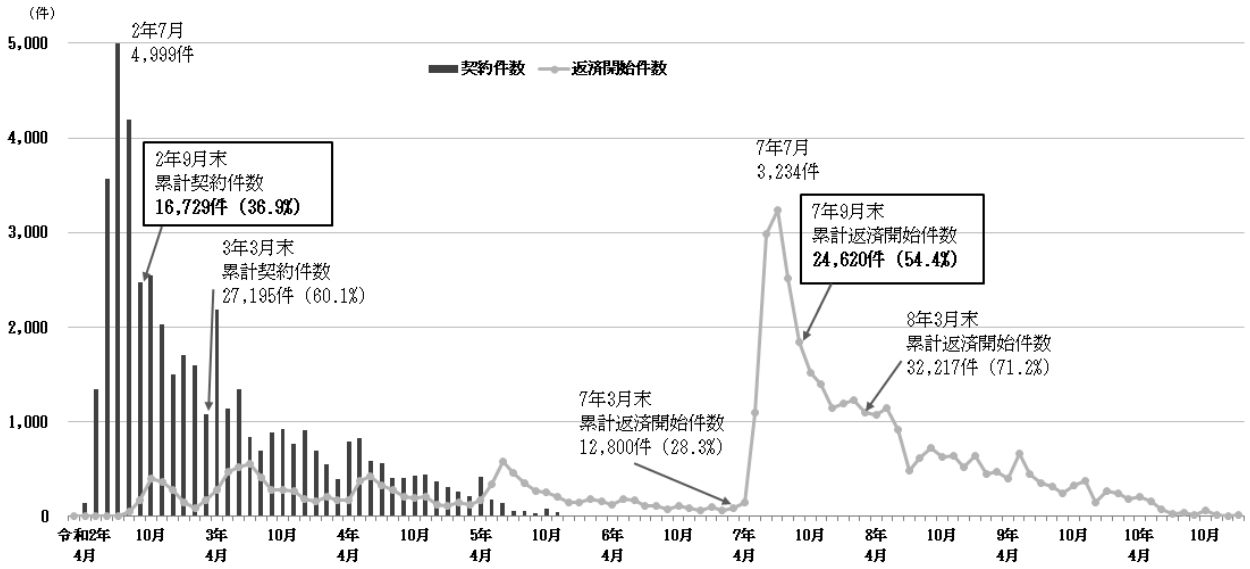


（注）　上記の図表には、コロナ貸付けに係る資金の流れを記載しており、機構に対しては、別途、通常の業務等を実施するための運営費交付金等が交付等されている。

(2) コロナ貸付けの契約時期及び返済開始時期の状況

コロナ貸付けの契約時期は、図表4のとおり、2年度前半に集中し、2年9月末までの累計契約件数は16,729件（全体の36.9%）となっている。また、返済開始時期は、契約が集中した2年度前半からみて据置期間の5年が経過することになる7年度前半が多くなっており、この頃から元利金の返済が本格化する状況となっている。

図表4　コロナ貸付けの契約時期及び返済開始時期の状況



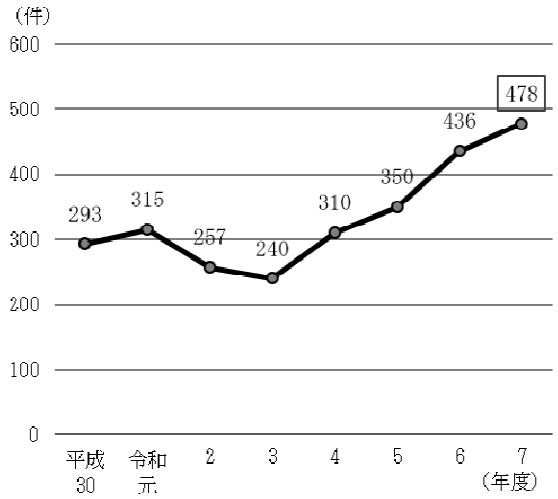
注（1）　図表中（　）内の%は、令和5年度までの累計の貸付契約数（45,224件。図表7注(3)参照）に対する割合である。
注（2）　契約時期は、令和2年3月から6年1月までとなっている。
注（3）　返済開始時期は、令和7年度末における状況である。

(3) 福祉施設及び病院等施設を運営する法人の倒産の状況

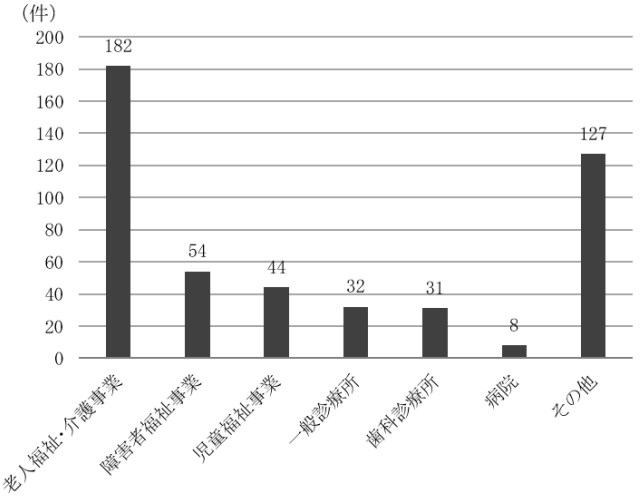
医療・福祉事業(注1)を営む法人の倒産件数（株式会社東京商工リサーチが負債1000万円以上の倒産件数を集計したもの）は増加傾向にあり、7年度は478件となっていた（図表5参照）。同年度の内訳をみると、老人福祉・介護事業等の福祉事業が多くを占めていた（図表6参照）。

（注1）　医療・福祉事業　　株式会社東京商工リサーチが用いている日本標準産業分類によるものであり、コロナ貸付けの対象施設の範囲とは一致しないものがある。

図表5　医療・福祉事業を営む法人の倒産件数の推移



図表6　各事業の倒産件数(令和7年度)



注（1）　図表5及び図表6は株式会社東京商工リサーチの「ＴＳＲデータインサイト」（令和8年5月4日公表）等を基に本院が作成した。

注（2）　株式会社東京商工リサーチによると、図表5の令和2、3両年度に倒産件数が減少していることについて、コロナ貸付けなどの資金繰り支援策で倒産が一時的に急減したとしている。

注（3）　図表6における「その他」の主なものは、機構の貸付けの対象外である「療術業」の108件である。

(4) 物価高騰貸付けの概要

(1)イ(ｱ)のとおり、機構は5年9月に新規のコロナ貸付けの受付を終了した。一方、機構は、6年12月に物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の貸付け（以下「物価高騰貸付け」という。）を行う制度を創設し、8年7月末現在も継続して貸付けを行っている。

物価高騰貸付けの貸付対象は、前年同月と比較して物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業となっており、償還期間は最大で10年以内、無担保貸付限度額は最大で500万円又は直近の事業収益の2か月分となっている。また、物価高騰貸付けによる借入金は、コロナ貸付けを含む機構の既往貸付けの返済のために利用することが可能となっている。なお、機構は、コロナ貸付けなどの返済状況等を踏まえて、物価高騰貸付けの可否等を判断しているとしている。

2　検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

コロナ貸付けは2年2月に制度が創設されて貸付けが始まり、その後5年間の据置期間を経過して、7年度前半から元利金の返済が本格化している。

そこで、本院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、コロナ貸付けに係る貸付債権等の状況について、次の点に着眼するなどして検査した。

ア　コロナ貸付けに係る貸付債権はどのような状況となっているか。

イ　コロナ貸付けの審査はどのように行われていたか。

ウ　コロナ貸付けの債権管理はどのように行われているか。

エ　コロナ貸付けの実施に係る国の財政支援はどのようになっているか。また、コロナ貸付けに係る機構の財務状況はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

元年度から5年度までに機構が行ったコロナ貸付け全件を対象として検査した。

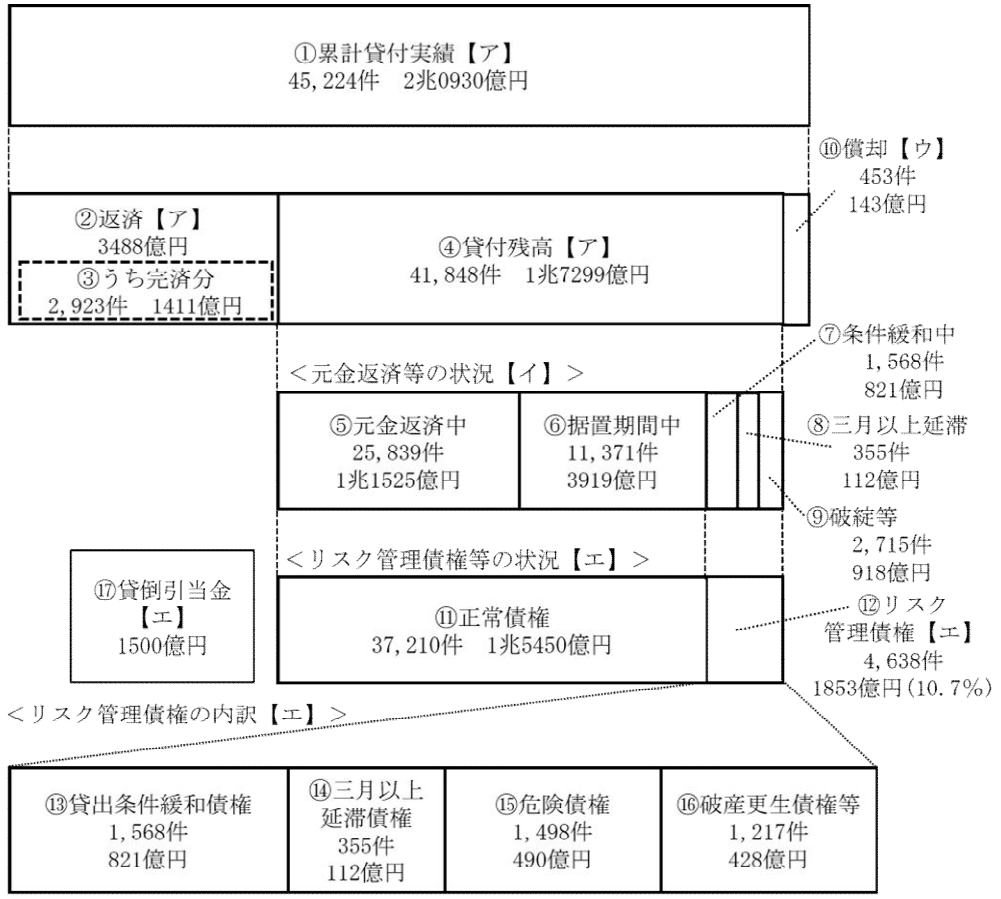
検査に当たっては、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づき提出された機構の財務諸表等のほか、機構から提出されたコロナ貸付けに係る調書等及び主務省である厚生労働本省から提出された資料等を分析するとともに、厚生労働本省、機構本部等において関係資料を基に説明を受けるなどして会計実地検査を行った。

3　検査の状況

(1) コロナ貸付けに係る貸付債権等の状況

7年度末におけるコロナ貸付けに係る貸付債権の状況の全体像として、累計貸付実績、貸付残高等の状況、貸付残高に係る元金返済等の状況、リスク管理債権等の状況等の関係を示すと、図表7のとおりである。

図表7　令和7年度末におけるコロナ貸付けに係る貸付債権の状況（概念図）



注（1）　図表内の【ア】等は、それぞれ後述の検査の状況の記載箇所を表している。

注（2）　件数は、貸付債権の契約件数である。なお、コロナ貸付けは、施設単位で貸付限度額等が設定されるが、一つの施設で複数回貸付けを受けている場合、一つの貸付先で複数施設に係る貸付けを受けている場合等があるため、貸付債権の件数は、対象施設数及び貸付先数とは一致しない（以下同じ。）。

注（3）　令和7年度末における①累計貸付実績の件数45,224件は、契約後に管理上、貸付債権を分割等したものがあり、コロナ貸付けの新規契約が終了した時点の件数45,221件と差が生じている。

注（4）　⑪正常債権には、正常債権に係る未収利息が含まれているため、⑪及び⑫の合計額は、④貸付残高と一致しない。

注（5）　リスク管理債権の各区分と元金返済等の状況の区分（⑦～⑨）の関係については、後掲図表15の注（2）を参照

これらのコロナ貸付けに係る貸付債権等の状況について詳細にみると、次のアからエまでのとおりとなっていた。

ア　貸付実績、貸付残高等の状況

コロナ貸付けの貸付実績等をみると、図表8のとおり、累計貸付実績は45,224件2兆0930億余円となっていた。また、貸付債権の中には既に返済を開始しているもの、返済を完了しているもの及び回収が見込めないなどとして既に償却済のものがあることから、7年度末の貸付残高は41,848件1兆7299億余円と、上記累計貸付実績の92.5%（件数比）及び82.6%（金額比）となっていた。

図表8　コロナ貸付けの累計貸付実績及び貸付残高の状況（令和7年度末）

区分	累計貸付実績			貸付残高			貸付残高／累計貸付実績	
	件数	金額（億円）	1件当たりの貸付金額（万円）	件数	金額（億円）	1件当たりの貸付残高（万円）	件数	金額
福祉貸付	20,115	6007	2986	19,083	5278	2766	94.8%	87.8%
医療貸付	25,109	1兆4923	5943	22,765	1兆2020	5280	90.6%	80.5%
計	45,224	2兆0930	4628	41,848	1兆7299	4133	92.5%	82.6%

貸付実績、貸付残高、返済等の状況について詳細にみると、次の(ｱ)から(ｳ)までのとおりとなっていた。

(ｱ) 貸付実績の状況

コロナ貸付けの累計貸付実績について、対象施設の種類別、貸付先の開設主体別にみると、次のとおりとなっていた。

福祉貸付について、対象施設の種類別にみると、図表9のとおり、通所等施設に対する貸付けが件数及び金額ともに多数を占めており、件数比で91.1%の18,330件、金額比で87.2%の5243億余円となっていた。また、貸付先の開設主体別にみると、営利法人に対する貸付けが多数を占めており、件数比で72.1%の14,505件、金額比で69.2%の4157億余円となっていた。

図表9　福祉貸付に係る対象施設の種類別及び貸付先の開設主体別の累計貸付実績

対象施設の種類	累計貸付件数（件）		累計貸付金額（百万円）		1件当たり貸付金額（万円）
		構成比		構成比	
入所施設	1,785	8.8%	76,370	12.7%	4278
高齢者向け	1,754	8.7%	74,859	12.4%	4267
障害者向け	22	0.1%	1,093	0.1%	4972
児童向け	8	0.0%	357	0.0%	4462
その他	1	0.0%	60	0.0%	6000
通所等施設	18,330	91.1%	524,376	87.2%	2860
高齢者向け	9,255	46.0%	287,334	47.8%	3104
障害者向け	4,815	23.9%	126,595	21.0%	2629
児童向け	4,258	21.1%	110,378	18.3%	2592
その他	2	0.0%	68	0.0%	3400
計	20,115	100.0%	600,746	100.0%	2986

貸付先の開設主体	累計貸付件数（件）		累計貸付金額（百万円）		1件当たり貸付金額（万円）
		構成比		構成比	
営利法人	14,505	72.1%	415,786	69.2%	2866
社会福祉法人	3,229	16.0%	120,085	19.9%	3718
医療法人	449	2.2%	20,087	3.3%	4473
個人	0	－	－	－	－
その他	1,932	9.6%	44,787	7.4%	2318
計	20,115	100.0%	600,746	100.0%	2986

医療貸付について、対象施設の種類別にみると、図表10のとおり、件数では、一般診療所等の「病院及び入所施設以外」に対する貸付けが多数を占めており、21,303件と全体の84.8%を占めていた。一方、金額では、1施設当たりの貸付限度額が他の施設よりも高く設定されている病院が7232億余円と全体の48.4%を占めていた。また、貸付先の開設主体別にみると、医療法人が件数比で56.9%の14,298件、金額比で66.9%の9995億余円、個人が件数比で39.1%の9,835件、金額比で19.7%の2946億余円となっており、この2者で件数、金額とも全体の約9割を占めていた。

図表10　医療貸付に係る対象施設の種類別及び貸付先の開設主体別の累計貸付実績

対象施設の種類	累計貸付件数（件）	構成比	累計貸付金額（百万円）	構成比	1件当たり貸付金額（万円）
病院及び入所施設	3,806	15.1%	794,647	53.2%	2億0878
病院	2,988	11.9%	723,268	48.4%	2億4205
入所施設（高齢者向け医療施設）	818	3.2%	71,379	4.7%	8726
病院及び入所施設以外	21,303	84.8%	697,677	46.7%	3275
一般診療所	9,457	37.6%	331,260	22.1%	3502
歯科診療所	11,628	46.3%	359,223	24.0%	3089
その他医療施設	218	0.8%	7,194	0.4%	3300
計	25,109	100.0%	1,492,324	100.0%	5943

貸付先の開設主体	累計貸付件数（件）	構成比	累計貸付金額（百万円）	構成比	1件当たり貸付金額（万円）
医療法人	14,298	56.9%	999,596	66.9%	6991
個人	9,835	39.1%	294,619	19.7%	2995
社会福祉法人	244	0.9%	46,384	3.1%	1億9009
営利法人	1	0.0%	40	0.0%	4000
その他	731	2.9%	151,685	10.1%	2億0750
計	25,109	100.0%	1,492,324	100.0%	5943

（注）　営利法人に対する貸付け1件4000万円は貸付対象外であったものである（後述(2)ウ参照）。

(ｲ) 貸付残高等の状況

通常の貸付けを含む機構の貸付事業全体の貸付件数及び貸付残高について、コロナ貸付けが本格化する前の元年度末と直近の7年度末とを比較すると、図表11のとおり、7年度末の貸付件数は元年度末の約3倍になっている一方で、貸付金額は同約1.5倍となっており、この間で1件当たりの貸付残高は約半分となっていた。また、貸付残高のうち無担保であるものの割合は、元年度末の0.1%から7年度末の37.7%へと大幅に増加していた。これは、コロナ貸付けの7年度末の無担保貸付残高が99.2%と極めて高いことが影響していた。

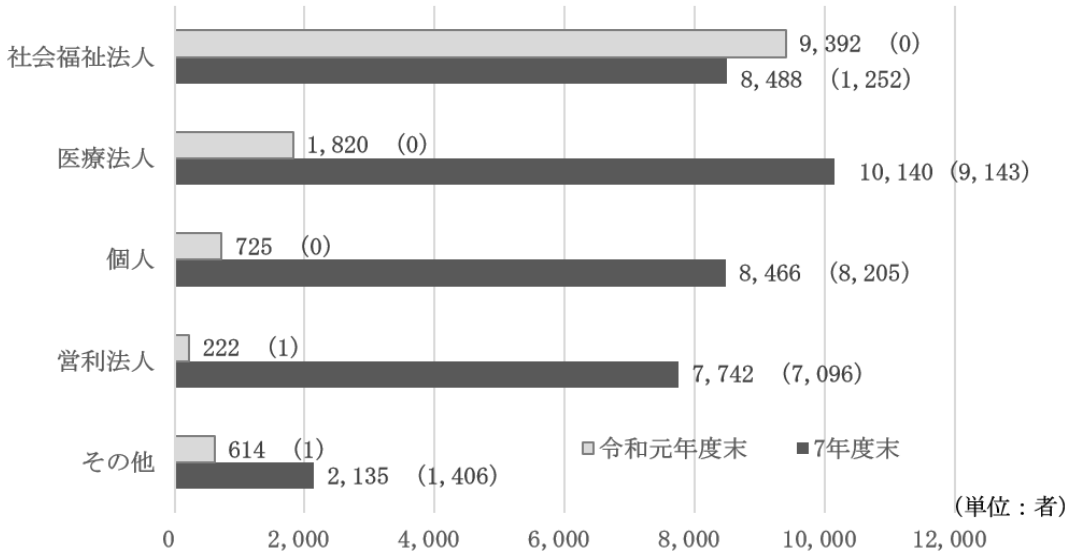
図表11　貸付事業全体の貸付件数及び貸付残高の状況（令和元年度末及び7年度末）

区分	令和元年度末					7年度末					対元年度末比			
	貸付残高		無担保貸付残高（億円）	割合	1件当たり貸付残高（万円）	貸付残高		無担保貸付残高（億円）	割合	1件当たり貸付残高（万円）	貸付残高		無担保貸付残高	1件当たり貸付残高
	件数	金額（億円）				件数	金額（億円）				件数	金額		
福祉貸付	17,234	2兆0824	36	0.1%	1億2083	36,997	2兆4833	5686	22.9%	6712	214.6%	119.2%	15610.7%	55.5%
コロナ貸付け	2	0	0	100.0%	850	19,083	5278	5277	99.9%	2766				
コロナ貸付け以外	17,232	2兆0824	36	0.1%	1億2084	17,914	1兆9555	409	2.0%	1億0916	103.9%	93.9%	1128.9%	90.3%
医療貸付	4,118	1兆3299	16	0.1%	3億2295	26,703	2兆7350	1兆4003	51.2%	1億0242	648.4%	205.6%	85703.1%	31.7%
コロナ貸付け	0	－	－	－	－	22,765	1兆2020	1兆1888	98.8%	5280				
コロナ貸付け以外	4,118	1兆3299	16	0.1%	3億2295	3,938	1兆5329	2115	13.8%	3億8927	95.6%	115.2%	12947.3%	120.5%
計	21,352	3兆4124	52	0.1%	1億5981	63,700	5兆2184	1兆9690	37.7%	8192	298.3%	152.9%	37314.5%	51.2%
コロナ貸付け	2	0	0	100.0%	850	41,848	1兆7299	1兆7165	99.2%	4133				
コロナ貸付け以外	21,350	3兆4123	52	0.1%	1億5983	21,852	3兆4885	2524	7.2%	1億5964	102.3%	102.2%	4800.2%	99.8%

注（1）　令和元年度末のコロナ貸付けの件数は2件、貸付残高は1700万円である。
注（2）　割合は、貸付残高に対する無担保貸付残高の割合である。

また、機構の貸付事業全体の開設主体別の貸付先について、上記と同様に元年度末と7年度末とを比較すると、図表12のとおり、医療法人、個人及び営利法人において、元年度末には機構から貸付けを受けていなかった者がコロナ貸付けにより新規の貸付先となっており、貸付先数も大幅に増加していた。

図表12　貸付事業全体の開設主体別の貸付先数（令和元年度末及び7年度末）



（注）　図表中（　）内に示した貸付先数は、コロナ貸付けに係る貸付先数である。なお、コロナ貸付けとコロナ貸付け以外の両方の貸付けを受けている場合がある。

(ｳ) 返済の状況

7年度末までのコロナ貸付けの返済額は、図表13のとおり、3488億余円（累計貸付実績の16.6%）となっており、このうち完済されたものは1411億余円（同6.7%）、これに係る貸付件数は2,923件（同6.4%）となっていた。

図表13　コロナ貸付けの返済及び完済の状況

区分	令和2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	6年度末	7年度末	累計貸付実績
累計返済額（億円）	44	338	784	1401　(6.6%)	2043　(9.7%)	3488　(16.6%)	2兆0930　(100.0%)
うち完済額（億円）	15	120	258	469　(2.2%)	678　(3.2%)	1411　(6.7%)	
上記の完済額に係る貸付件数（件）	41	221	534	989　(2.1%)	1,560　(3.4%)	2,923　(6.4%)	45,224　(100.0%)

（注）　図表中（　）内の%は、コロナ貸付けの新規の契約が終了した令和5年度末以降について、累計貸付実績の金額及び件数に対する割合を示している。

a　繰上償還による返済の状況

上記コロナ貸付けの返済額には、返済期限の到来に伴い返済されているもののほか、返済期限が到来する前に貸付先が貸付金の全部又は一部について機構に返済する繰上償還によるものがある。繰上償還には、貸付先が任意に行う繰上償還（以下「任意繰上償還」という。）と、対象施設が廃止に至ったなどの理由から機構が貸付先に対して期限の利益の喪失を通知するなどして貸付金の全部又は一部を請求する繰上償還（以下「請求繰上償還」という。）がある。コロナ貸付けに係る繰上償還による返済額は、図表14のとおり、7年度までの累計で2,542件986億余円となっていた。

図表14　コロナ貸付けに係る繰上償還による返済の状況

（単位：件、億円）

区分	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
任意繰上償還	35	10	162	92	292	121	449	203	562	160	643	245	2,143	834
請求繰上償還	14	5	45	20	59	24	71	20	98	37	112	42	399	151
計	49	16	207	113	351	146	520	224	660	197	755	287	2,542	986

b　物価高騰貸付けへの借換えによる返済等の状況

1(4)のとおり、機構において6年12月に物価高騰貸付けを行う制度が創設され、これによる借入金を利用して、コロナ貸付けを含む機構の既往貸付けを返済して借り換えることが可能となっている。また、物価高騰貸付けの貸付対象は、前年同月と比較して物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業となっている。

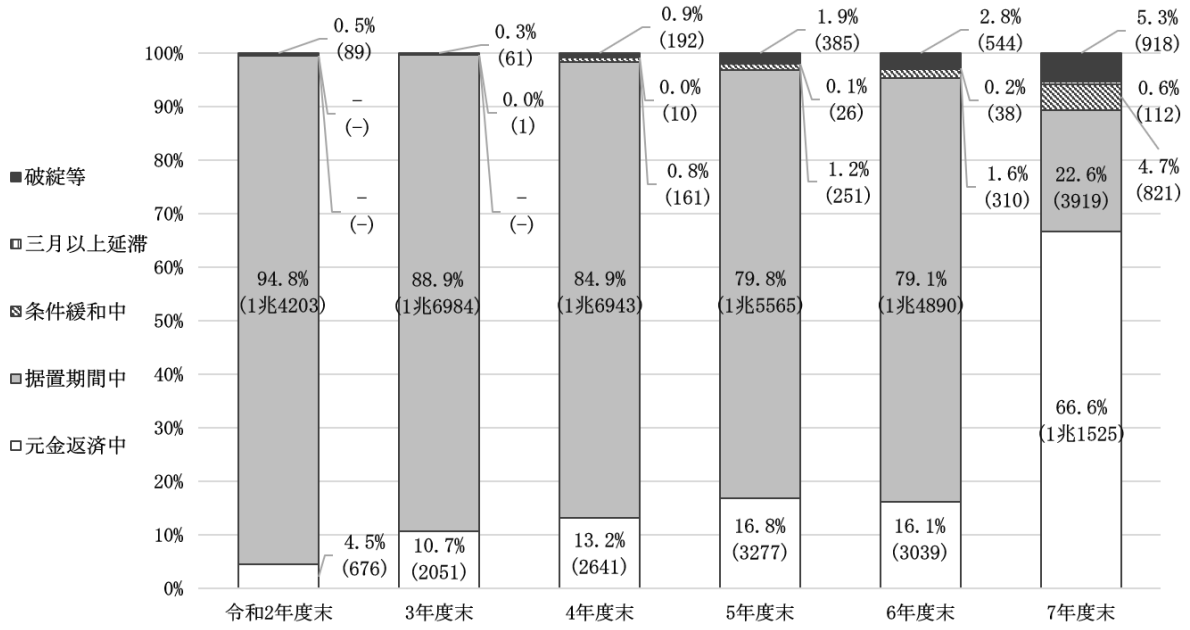
そこで、物価高騰貸付けに借り換えることでコロナ貸付けを返済（任意繰上償還）している貸付けがあるかみたところ、機構は、物価高騰貸付けの申込みに当たり貸付先が作成して機構に提出する経営改善計画に、借換えが織り込まれている貸付けをコロナ貸付けから物価高騰貸付けへの借換えとして整理して、その状況を把握していた。それによれば、7年度末における当該借換えは3施設（当該施設に係る物価高騰貸付けの貸付残高3件10億余円）あり、これにより完済されたコロナ貸付けは3件3億余円となっていた。

一方、7年度末においてコロナ貸付けと物価高騰貸付けの両方を受けている貸付けが1,122施設あり、当該施設に係るコロナ貸付けの貸付残高は1,334件1033億余円、物価高騰貸付けの貸付残高は1,135件1111億余円となっており、コロナ貸付けを借り受けた後も、引き続き機構による貸付けを必要としている施設が存在している状況となっていた。

イ　元金返済等の状況

2年度から7年度までの各年度末におけるコロナ貸付けに係る貸付債権について、約定どおりに元金返済中又は据置期間中となっているもの、貸付条件が緩和（返済期間や据置期間の延長、月々の返済額の減額により、貸付条件を緩和すること。以下「条件緩和」という。）されたもの、元金又は利息の支払が3か月以上延滞（以下「三月以上延滞」という。）したもの及び貸付先が破綻（破綻に陥る可能性が大きいものを含む。以下「破綻等」という。）したものに区分して、それぞれの状況をみると、図表15のとおり、6年度末までは件数及び金額ともに据置期間中の貸付債権が大部分を占めていた。一方、前記のとおり、7年度前半から元利金の返済が本格化し始める中で、7年度末には、件数及び金額ともに据置期間中の貸付債権の割合が減少して元金返済中の貸付債権の割合が増加するとともに、条件緩和中、三月以上延滞及び破綻等に該当する貸付債権の割合も増加していた。

図表15　コロナ貸付けの元金返済等の状況



（単位：件、億円）

区分	令和2年度末		3年度末		4年度末		5年度末		6年度末		7年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
元金返済中	1,705	676	5,518	2051	7,899	2641	10,338	3277	10,848	3039	25,839	1兆1525
	6.2%	4.5%	14.3%	10.7%	18.1%	13.2%	23.4%	16.8%	24.9%	16.1%	61.7%	66.6%
据置期間中	25,398	1兆4203	32,704	1兆6984	34,784	1兆6943	31,898	1兆5565	29,868	1兆4890	11,371	3919
	93.5%	94.8%	85.3%	88.9%	79.7%	84.9%	72.2%	79.8%	68.7%	79.1%	27.1%	22.6%
条件緩和中	0	－	0	－	426	161	721	251	951	310	1,568	821
	－	－	－	－	0.9%	0.8%	1.6%	1.2%	2.1%	1.6%	3.7%	4.7%
三月以上延滞	0	－	7	1	52	10	115	26	161	38	355	112
	－	－	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.3%	0.2%	0.8%	0.6%
破綻等	49	89	104	61	438	192	1,052	385	1,586	544	2,715	918
	0.1%	0.5%	0.2%	0.3%	1.0%	0.9%	2.3%	1.9%	3.6%	2.8%	6.4%	5.3%
計	27,152	1兆4968	38,333	1兆9098	43,599	1兆9949	44,124	1兆9506	43,414	1兆8822	41,848	1兆7299
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注（1）　棒グラフ中（　）内の数字は、各区分の金額（億円）である。

注（2）　各区分の内容は次のとおりであり、各区分におけるリスク管理債権の区分については、銀行法（昭和56年法律第59号）等に基づく区分によっている（後述エ(ｱ)参照）。

元金返済中：年度末において約定どおり元金返済中のもの

据置期間中：年度末において据置期間中のもの（条件緩和により元金返済が猶予されているものを除く。）

条件緩和中：年度末においてリスク管理債権の区分が「貸出条件緩和債権」に分類されているもの

三月以上延滞：年度末においてリスク管理債権の区分が「三月以上延滞債権」に分類されているもの

破　綻　等：年度末においてリスク管理債権の区分が「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」又は「危険債権」に分類されているもの

注（3）　令和元年度末の貸付債権は2件1700万円で、全て「据置期間中」となっていた。

ウ　償却の状況

機構の内規によれば、資産に計上している貸付債権について、貸付先の破産、死亡等により回収の見込みがないなどと認められるときは、当該貸付債権を償却することができることとされ、償却の実施基準日は、事業年度の末日とされている。機構は、毎事業年度末に貸付債権の償却を行っている。

4年度から7年度までの機構の貸付事業全体における償却の実施状況をみると、図表16のとおり、いずれの年度もコロナ貸付けに係るものが大部分を占めており、コロナ貸付け以外に係るものが計24件12億余円となっている一方で、コロナ貸付けに係るものは計453件143億余円となっていた。コロナ貸付けに係る償却は、福祉貸付、医療貸付ともに年々増加しており、コロナ貸付けに係る貸付残高は、コロナ貸付け以外に係る貸付残高よりも少ないにもかかわらず、4年度から7年度までの各年度末における償却額はコロナ貸付け以外に係る償却額を上回っていた。

図表16　貸付事業全体における償却の実施状況

（単位：件、億円）

区分	令和4年度末		5年度末		6年度末		7年度末		計		累計貸付実績額	償却率（7年度末時点）
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
償却	40	8	74	15	146	47	217	85	477	156		
コロナ貸付け	35	7	73	15	139	41	206	78	453	143	2兆0930	0.6%
福祉貸付	12	1	52	9	80	17	146	50	290	79	6007	1.3%
医療貸付	23	6	21	5	59	23	60	28	163	64	1兆4923	0.4%
コロナ貸付け以外	5	0	1	0	7	5	11	6	24	12		
福祉貸付	4	0	－	－	4	4	5	5	13	9		
医療貸付	1	0	1	0	3	1	6	1	11	3		
貸付残高	62,989	5兆3327	62,766	5兆2446	61,545	5兆1543	63,700	5兆2184				
コロナ貸付け	43,599	1兆9949	44,124	1兆9506	43,414	1兆8822	41,848	1兆7299				
コロナ貸付け以外	19,390	3兆3378	18,642	3兆2940	18,131	3兆2721	21,852	3兆4885				

注（1）　令和3年度以前は、コロナ貸付けに係る償却はなかった。
注（2）　償却率は累計貸付実績額に対する償却額の割合である。

また、1(1)イ(ｱ)のとおり、コロナ貸付けは地域の福祉・医療サービスの提供体制を維持・確保するためのものである。そして、機構は、病院及び入所施設については、地域における福祉・医療基盤への影響が特に大きいとしている。そこで、病院及び入所施設に係る償却の実施状況をみると、上記の償却した貸付債権453件のうち病院及び入所施設に係るものは25件となっており、これに係る施設数は17施設となっていた。このうち、病院1施設（償却した貸付債権3件）、介護老人保健施設1施設（同1件）及び認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設2施設（同3件）は、8年7月時点で廃止されていた。この中にはコロナ禍前から経営状況が悪化していたが、コロナ貸付けを受けて運営を継続したものの、その後も経営状況が回復しないまま廃止となっていたものも見受けられた。一方、第三者機関による支援を受けて事業再生を行うなどして、機構を含む関係金融機関が貸付債権の全額又は一部の額を放棄して施設の運営の継続が図られたものもあり、8年7月時点で、前記17施設のうち、上記の廃止されていた計4施設を除いた残りの13施設（病院11施設（同16件）、介護医療院1施設（同1件）及び認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設1施設（同1件））は運営を継続している。

エ　リスク管理債権等及び貸倒引当金の状況

(ｱ) 貸付債権及び債務者の区分

機構は、機構法に基づき各種業務について勘定を設けて区分して経理しており、コロナ貸付けを含む貸付事業等は一般勘定において経理している。また、機構は、銀行法等に基づく民間金融機関における開示基準を参考に、その保有する貸付債権について、図表17に

掲げる貸付債権の区分ごとの額を勘定別に自主的に開示している（以下、これらの貸付債権のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」を合わせて「リスク管理債権」という。）。なお、リスク管理債権に区分された貸付債権の全てが回収不能になることを直ちに意味するものではない。

図表17　貸付債権の区分

区分	説明	回収不能となる危険性等
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（A）	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	高 ↑
危険債権（B）	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（（A）に該当するものを除く。）	
三月以上延滞債権（C）	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（（A）及び（B）に該当するものを除く。）	
貸出条件緩和債権（D）	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（（A）から（C）までに該当するものを除く。）	
正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、（A）から（D）までに該当する債権以外のものに区分される債権	低 ↓

（リスク管理債権）

（注）　機構は、銀行法等に基づく区分により貸付債権の情報を公表しており、当該情報を基に本院が作成した。

機構は、貸付債権の区分については、自己査定(注2)において実施した債務者区分(注3)の結果等に基づき区分している。債務者区分と貸付債権の区分の対応関係を示すと、図表18のとおりである。

（注2）　自己査定　　適正な償却及び引当を行うために、金融機関が決算時に自己の保有する債権を査定すること

（注3）　債務者区分　　貸付先の財務状況、資金繰り、収益力等による債務返済の能力から判定して、貸付先を「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」又は「破綻先」のいずれかに区分すること

図表18　債務者区分及び貸付債権の区分の対応関係

債務者区分		内容	貸付債権の区分
破綻先		破産、清算、会社更生、民事再生又は手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（個人債務者の死亡を含む。）	破産更生債権及びこれらに準ずる債権
実質破綻先		法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者	
破綻懸念先		経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）	危険債権
要注意先	要管理先	次の債権を有する債務者 ・三月以上延滞債権 ・貸出条件緩和債権	三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権
	その他要注意先	業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者等今後の管理に注意を要する債務者 （3か月未満延滞、経常赤字、債務超過、決算書未提出等）	正常債権
正常先		業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	

注（1）　機構の内規等を基に本院が作成した。

注（2）　要管理先に対して複数の貸付債権を保有しているときは、その中に正常債権がある場合がある。

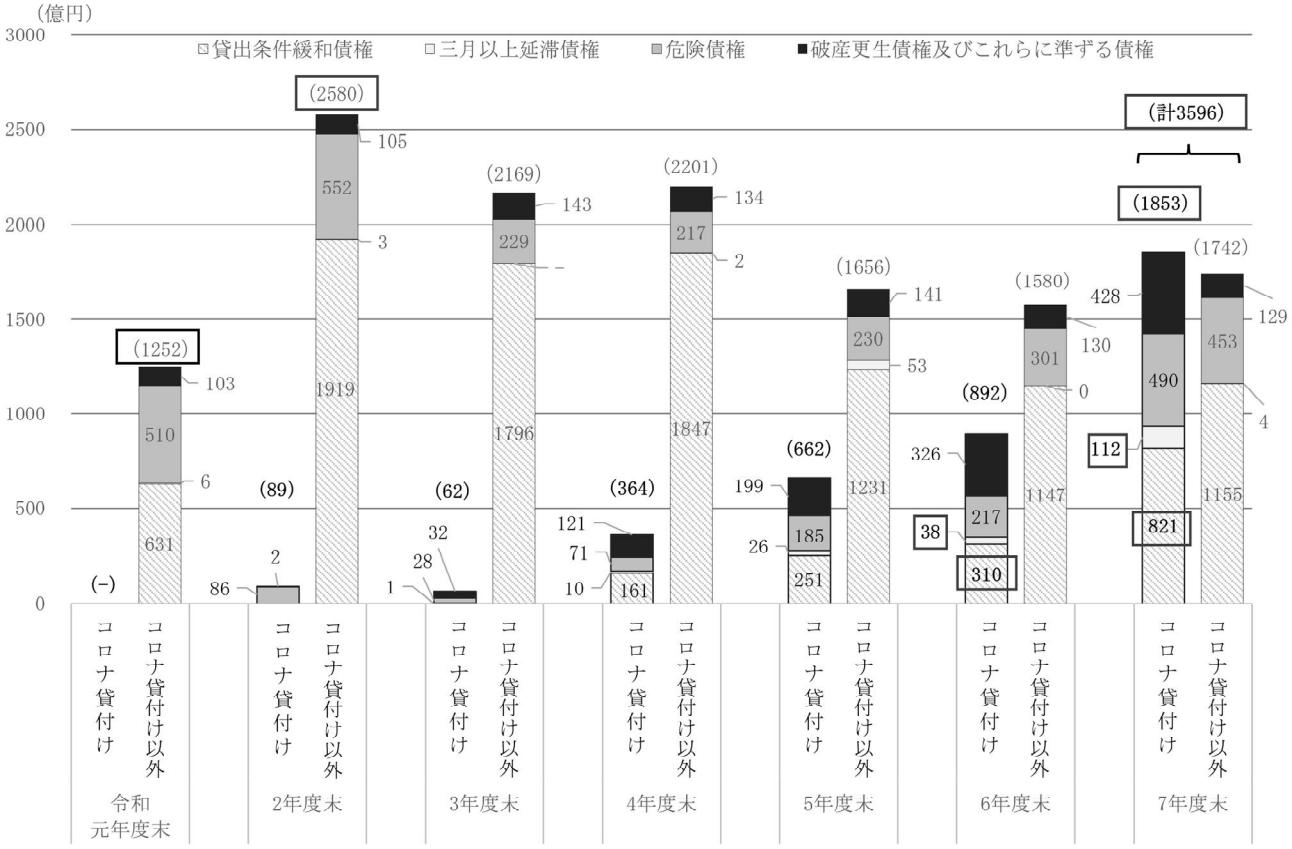
(ｲ) リスク管理債権等の状況

機構は、前記のとおり、リスク管理債権等の状況について勘定別に自主的に開示しているが、貸付制度別の状況は明らかとなっていない。そこで、コロナ貸付けが本格化する前

の元年度末から7年度末までの一般勘定におけるリスク管理債権の状況についてコロナ貸付け及びコロナ貸付け以外の別にみると、図表19のとおり、コロナ貸付け以外に係るリスク管理債権の額は、コロナ猶予の影響で貸出条件緩和債権が大幅に増加した2年度末の2580億余円をピークに減少傾向にあった。一方、コロナ貸付けに係るリスク管理債権の額は、4年度末以降一貫して増加しており、7年度末は1853億余円となり、コロナ貸付け以外を上回る状況となっていた。そして、一般勘定におけるリスク管理債権の額は、元年度の1252億余円から7年度末には3596億余円と約3倍になっていた。

また、コロナ貸付けに係るリスク管理債権の各区分の額の推移をみると、いずれの区分も4年度末以降、一貫して増加していた。6年度末までは破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権が過半を占めていたが、7年度末には、イのとおり、据置期間が経過して元利金の返済が本格化し始める中で、三月以上延滞債権は6年度末には38億余円（貸付債権161件。図表15参照）であったものが7年度末には112億余円（同355件）、貸出条件緩和債権は6年度末には310億余円（同951件）であったものが7年度末には821億余円（同1,568件）とそれぞれ大幅に増加していた。

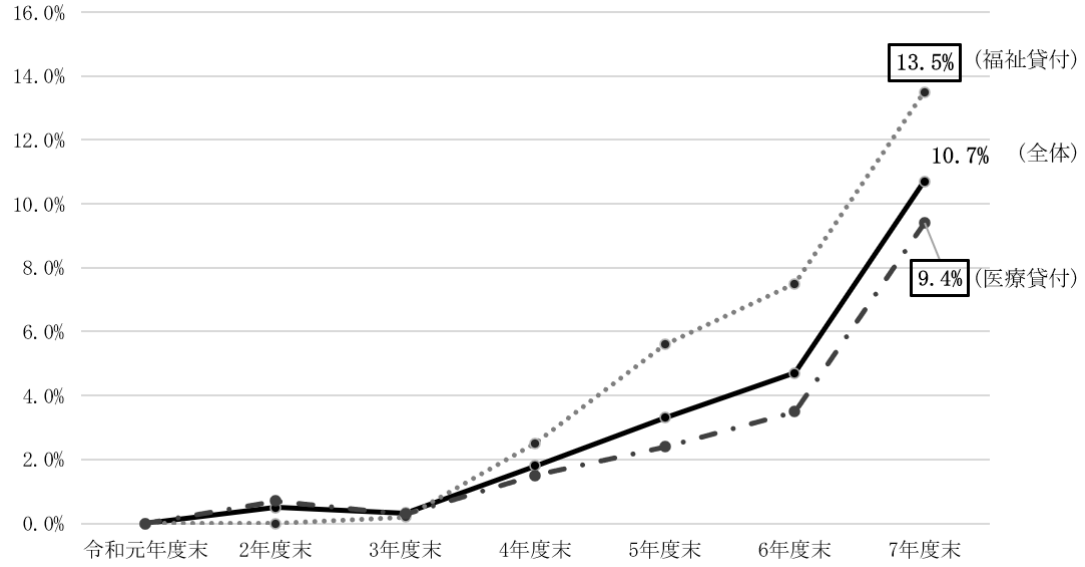
図表19　リスク管理債権の額の推移（一般勘定）



注（1）　図表中（　）内の数字は、リスク管理債権の各区分の合計額である。
注（2）　コロナ貸付けの令和2年度末の「三月以上延滞債権」並びに2年度末及び3年度末の「貸出条件緩和債権」は0円である。
注（3）　令和3年度末のコロナ貸付け以外のリスク管理債権の額2169億円が2年度末の2580億円と比べて減少したのは、主として貸付残高が50億円を超える大口の貸付先に係る債権区分が改善されたこと、コロナ猶予を行った貸付先からの返済が再開されたことなどによるものである。

コロナ貸付けに係る貸付債権の総額に対するリスク管理債権の割合（以下「リスク管理債権比率」という。）を福祉貸付及び医療貸付の別にみると、図表20のとおり、4年度末以降、福祉貸付の方が医療貸付よりも高い状況となっており、7年度末においては、医療貸付が9.4%に対して福祉貸付が13.5%と、福祉貸付の方が4.1ポイント高くなっていた。福祉貸付のリスク管理債権比率が高くなっている理由について、機構は、福祉貸付の多数を占める通所等施設は、一般的に小規模経営であることが多く、財務基盤がぜい弱であることが考えられるとしている。

図表20　コロナ貸付けに係るリスク管理債権比率の推移



(ｳ) 貸倒引当金の状況

機構は、貸付債権が回収不能となる場合に備えて、債務者区分に応じて、発生の可能性が高い将来の損失額を見積もり、一般引当金と個別引当金に分けて貸倒引当金を計上している（図表21参照）。機構は、このうち一般引当金について、3年度末以降、コロナ貸付けとコロナ貸付け以外とに区分した上で貸倒引当金を計上することとするなど、順次貸倒引当金の算定方法を変更している。これについて、機構は、コロナ貸付けの多くが無担保貸付けであってコロナ貸付け以外とは担保の保全状況が異なっているなどの貸付制度の特性や、それまでの実績を踏まえた変更であるとしている。

図表21　貸倒引当金の区分及び算出方法等（令和3年度末以降）

区分	債務者区分	算出方法
一般引当金	正常先 その他要注意先 要管理先	コロナ貸付けとコロナ貸付け以外とに区分した上で、倒産確率、倒産時損失率、平均残存期間を基に算出した予想損失率に債権額を乗じて算出
個別引当金	破綻懸念先 実質破綻先 破綻先	債権額から保証・担保等による回収見込額を控除し、その残額に予想損失率を乗じて算出

（注）　一般引当金の算出方法について、令和7年度以降は、コロナ貸付け、物価高騰貸付け及びこれら以外に区分している。また、倒産時損失率は、倒産時の実績を基に貸付残高に対する回収不能額の割合を算定したものである。コロナ貸付けについては、多くが無担保貸付けであり、一般引当金の倒産時損失率は100％で計算される。

エ(ｱ)のとおり貸付事業は一般勘定において経理されていることから、元年度末から7年度末までの一般勘定における貸倒引当金の状況をみると、コロナ貸付けに係る破綻先や実質破綻先の増加、上記コロナ貸付けの特性や実績を踏まえた貸倒引当金の算定方法の変更等を受けて、図表22のとおり、コロナ貸付けに係る貸倒引当金が増加し、一般勘定全体の貸倒引当金も増加していた。7年度末においては、一般勘定全体の貸付残高5兆2184億余円のうちコロナ貸付けは1兆7299億余円と3分の1程度となっているのに対して、貸倒引当金計上額は、一般勘定全体の1775億余円のうちコロナ貸付けが1500億余円と8割以上を占めていた。

図表22　貸倒引当金の状況（一般勘定）

区分	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	6年度末	7年度末
貸倒引当金計上額（億円）	138	212	502	756	1191	1391	1775
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
コロナ貸付け	0	44	301	560	1004	1217	1500
	(0.0%)	(21.1%)	(60.0%)	(74.0%)	(84.3%)	(87.5%)	(84.4%)
コロナ貸付け以外	138	167	200	196	186	173	275
	(99.9%)	(78.8%)	(39.9%)	(25.9%)	(15.6%)	(12.4%)	(15.5%)
貸付残高（億円）	3兆4124	4兆8738	5兆2607	5兆3327	5兆2446	5兆1543	5兆2184
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
コロナ貸付け	0	1兆4968	1兆9098	1兆9949	1兆9506	1兆8822	1兆7299
	(0.0%)	(30.7%)	(36.3%)	(37.4%)	(37.1%)	(36.5%)	(33.1%)
コロナ貸付け以外	3兆4123	3兆3769	3兆3508	3兆3378	3兆2940	3兆2721	3兆4885
	(99.9%)	(69.2%)	(63.6%)	(62.5%)	(62.8%)	(63.4%)	(66.8%)
コロナ貸付けに係る償却額（億円）	－	－	－	7	15	41	78

注（1）　図表中（　）内の%は、貸倒引当金計上額又は貸付残高に占めるコロナ貸付け又はコロナ貸付け以外の割合である。

注（2）　図表中の貸付残高には資金交付前の契約金額を含んでいるが、貸倒引当金計上額は、当該貸付残高のうち、交付済みの資金額等を用いて算定している。

オ　保証人の設定状況及び保証人不要制度の利用状況

1(1)イ(ｳ)のとおり、機構から貸付けを受ける場合には、貸付けの相手方は、原則として、保証人を設定するか又は保証人不要制度を利用するかのいずれかを選択することとなっている。コロナ貸付けの累計貸付実績に対する保証人の設定等の状況は、図表23のとおりであり、福祉貸付では保証人不要制度を利用した貸付けが多くなっていた。

図表23　コロナ貸付けの累計貸付実績に対する保証人の設定等の状況（令和7年度末）

（単位：件、億円）

区分	福祉貸付			医療貸付			計		
	件数	金額	割合	件数	金額	割合	件数	金額	割合
保証人を設定	6,246	1825	30.3%	12,880	7065	47.3%	19,126	8891	42.4%
保証人不要制度	13,862	4178	69.5%	11,733	6841	45.8%	25,595	1兆1019	52.6%
その他	7	3	0.0%	496	1016	6.8%	503	1019	4.8%
計	20,115	6007	100.0%	25,109	1兆4923	100.0%	45,224	2兆0930	100.0%

注（1）　日本赤十字社、社会医療法人及び十分な担保の提供があることなどの要件を満たすと機構が認めた者に対する貸付けについては、保証人の設定を求めないことができることとなっており、「その他」に計上されている。

注（2）　割合は、累計貸付実績の金額について計欄に対する各項目の割合である。

コロナ貸付けにおける保証人を設定した貸付けの状況等、保証人不要制度を利用した貸付けの状況及び保証人不要制度における上乗せ利率の設定の考え方等についてみると、次の(ｱ)から(ｳ)までのとおりとなっていた。

(ｱ) 保証人を設定した貸付けの状況等

保証人を設定した貸付けの累計は、図表23のとおり、19,126件8891億余円となっていた。機構は、7年度末までに、保証人から49件3億2291万余円の弁済を受けており、このうち、償却された貸付債権に係るものは31件1億4000万余円となっていた。一方、当該31件において債務者及び保証人から回収の見込みがなくなったとして償却された額は15億2153万余円となっていた。このほか、保証人からの弁済がなく償却された貸付債権は74件19億5483万

余円となっていた。これらを合わせると、保証人を設定した貸付けにおいて償却された貸付債権は計105件34億7637万余円となっていた。

なお、機構は、保証人を設定することについて、保証人に求償できることに加えて、法人の代表者等に経営責任への自覚を促し、健全経営を担保することが期待できるとしている。

(ｲ) 保証人不要制度を利用した貸付けの状況

保証人不要制度を利用した貸付けの累計は、図表23のとおり、25,595件1兆1019億余円となっていた。このうち債務者から回収の見込みがなくなったとして7年度末までに償却された貸付債権は348件108億8284万余円となっていた。なお、保証人不要制度を利用した貸付けは、保証人が設定されていないため、保証人に求償することはできない。

(ｳ) 保証人不要制度における上乗せ利率の設定の考え方等

1(1)イ(ｳ)のとおり、コロナ貸付けにおける上乗せ利率は、通常の貸付けと同一の利率が適用されている。通常の貸付けと同一の利率を適用した理由について、機構は、高リスク時のリスク量を加味して保証人不要制度の利率を設定することは優遇融資の積極的な利用の制約となり得ることから、当該融資制度の趣旨にそぐわないと考えたためとしている。一方、コロナ貸付けは、図表11のとおり、7年度末の貸付残高のうち無担保であるものの割合が99.2%と極めて高くなっていることから、通常の貸付けに比べて貸倒れのリスクが高いと考えられる。

そこで、通常の貸付けにおける上乗せ利率を設定した際の考え方を機構に確認したところ、平成22年度の制度創設当時、保証人を設定しない貸付けの実績がなく保証人の有無の差に応じた適当な指標がなかったことなどから、リスク管理債権比率を基に償還期間中における貸倒れリスクの総額を算出し、これを用いて上乗せ利率を算出することにしたとしている。

機構は、上記の考え方に基づいて、毎年度、通常の貸付けに係るリスク管理債権比率を基に上乗せ利率を算出している。令和2年度においては、福祉貸付は1.295%、医療貸付は3.351%のリスク管理債権比率を適用(注4)して算出するなどして、上乗せ利率を、福祉貸付は0.05%、医療貸付は0.15%としていた。その後も、年度によって適用したリスク管理債権比率の値は異なるが、毎年度算出した結果として、コロナ貸付けの契約が行われた全期間を通じて、上乗せ利率は同率となっていた。

(注4)　上乗せ利率を算出する際には、通常の貸付けに係る過去5年度分のリスク管理債権比率を加重平均するなどした率を適用している。

前記のとおり、機構は、コロナ貸付けにおける上乗せ利率について、機構が行う通常の貸付けと同一の利率としている。一方、エ(ｲ)のとおり、コロナ貸付けについては、据置期間が経過して元利金の返済が本格化してからリスク管理債権の額が増加し、リスク管理債権比率が高くなっており、今後も変動するものであることに留意が必要であるものの、機構が行う通常の貸付けと貸倒れリスクの現れ方に違いが生じていた。そして、上乗せ利率を算出した際に用いられている通常の貸付けに係るリスク管理債権比率に対して、直近で把握できる7年度末のコロナ貸付けに係るリスク管理債権比率は、図表20のとおり、福祉貸付が13.5%、医療貸付が9.4%となっており、両方とも前記の上乗せ利率を算出する際に用いられたリスク管理債権比率よりも高くなっていた。さらに、福祉貸付及び医療貸付の別にみても、医療貸付よりも福祉貸付の方がリスク管理債権比率が高く、通常の貸付けと異なる状況となっていた。

また、前記のとおり、上乗せ利率は、制度創設当初、保証人の有無の差に応じた適当な指標がなかったことなどから、リスク管理債権比率を基に算出された貸倒れリスクの総額に基づいて算出されているところ、コロナ貸付けによる標準的な貸付け(注5)において、延滞等

することなく当初の約定どおりに返済を行った場合に上乗せ利率分として支払われる総額を試算すると、福祉貸付は貸付額の0.5%程度、医療貸付は同1.5%程度となる。

これに対して、上記上乗せ利率の支払総額の試算に照らして7年度末におけるコロナ貸付けに係る償却率をみたところ、図表24のとおり、保証人不要制度を利用した福祉貸付については1.48%、医療貸付については0.68%となっていた。また、保証人の有無の差に応じた状況をみると、保証人不要制度を利用した場合の償却率は保証人を設定した場合よりも高く、両者の差は、福祉貸付については0.54ポイント、医療貸付については0.44ポイントとなっていた。

(注5)　標準的な貸付け　当初5年間は元本を据え置き、その後10年間は元金均等で返済し、完済することを想定した貸付け

図表24　コロナ貸付けに係る保証人・保証人不要制度別の償却の状況（令和7年度末）

区分		累計貸付実績額（億円）	償却額（億円）	償却率	
福祉貸付	保証人を設定	1825	17	0.94%	差0.54ポイント
	保証人不要制度	4178	62	1.48%	
医療貸付	保証人を設定	7065	17	0.24%	差0.44ポイント
	保証人不要制度	6841	46	0.68%	
全体	保証人を設定	8891	34	0.39%	差0.59ポイント
	保証人不要制度	1兆1019	108	0.98%	

注（1）　保証人の設定を求められない貸付け（図表23の「その他」）については、償却はなかった。
注（2）　保証人を設定した貸付けに係る償却額34億円の内訳は、保証人から一部弁済のあった貸付け31件に係る償却額15億2153万余円及び保証人からの弁済はなく償却に至った貸付け74件に係る償却額19億5483万余円である（(ｱ)参照）。

機構は、保証人不要制度の上乗せ利率の設定の考え方については検証が必要であることは認識しており、これまでも年に一度検証を実施してきているところであるとした上で、上乗せ利率の設定の考え方について、コロナ貸付けの実績等も踏まえて、今後も多様な視点から検証を継続するとしている。

ウ及びエのとおり、コロナ貸付けについては、リスク管理債権及び償却した貸付債権の額が年々増加しており、7年度末において、コロナ貸付け以外を上回る状況となっている。また、コロナ貸付けは、貸付残高では一般勘定全体の3分の1程度となっているのに対して、貸倒引当金計上額では8割以上を占めていた。こうした状況を踏まえて、機構においては、引き続き、コロナ貸付けの貸付債権の状況に応じて適切に貸倒引当金を計上することが重要である。

また、オのとおり、コロナ貸付けは、保証人不要制度に係る上乗せ利率について、通常の貸付けと同一の利率としている一方、通常の貸付けよりもリスクが高く、福祉貸付と医療貸付のリスクの現れ方も通常の貸付けとは異なる状況となっていたことなどを踏まえて、機構においては、今後の非常時において、長期運転資金等の供給を行う融資制度を創設する際に備えて、当該資金の供給に係る制度趣旨を踏まえた上で、保証人不要制度における上乗せ利率の設定の考え方について引き続き検証していく必要がある。

(2) コロナ貸付けにおける審査の状況等

コロナ貸付けについては、1(1)イ(ｴ)のとおり、機構は、政府の方針に基づき、迅速な審査により資金交付を早急に行うことを最優先とすることとしていた。このような状況を踏まえて、機構によるコロナ貸付けにおける審査の状況等について、その体制や提出資料の状況、不審事案への対応の状況、貸付けの対象とならない施設等に対する貸付けの状況等についてみると、次のアからウまでのとおりとなっていた。

ア　機構における審査の状況

機構は、1(1)イ(ｱ)のとおり、2年2月にコロナ貸付けを開始しており、同年5月25日に新型コロナウイルス対策融資業務室を機構本部に設置するなどコロナ貸付けの審査体制を整備した。

コロナ貸付けの審査や契約に係る担当部局は、機構本部の1室3課体制（2年5月25日における職員数63人(注6)。コロナ貸付けの審査以外の業務に従事する者を含む。）となっていた。

（注6）　このほか、他部署からの短期間のローテーションでの支援も行われた。また、大阪支店においても令和2年9月まで（医療貸付事業については同年7月まで）コロナ貸付けに係る審査を実施していたが、その後は本部での審査に一元化された。

コロナ貸付けの審査業務については、申込者からの提出資料の数を絞って簡素化するなどしていた。また、機構は、審査の根幹に関わらない定型的な業務（書類整理、コールセンター業務等）については、派遣職員や業務委託を積極的に活用して、迅速な貸付けに努めたとしている。

このような取組により、コロナ貸付けの審査（申請から審査終了まで）に要した日数は、図表25のとおり、コロナ貸付けの貸付件数の6割が集中した2年度には、5日間程度となっていた。

図表25　コロナ貸付けの審査に要した平均日数

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
処理日数	10.0	4.9	24.3	41.6	46.0

（注）　機構によると、審査終了から資金交付まで1か月程度となっていた。

一方、後述イの不審事案の発生等を踏まえて、機構は、図表26のとおり、申込みに係る提出資料を順次見直すとともに、審査業務における確認事項を拡充するなどしており、それに伴って、3年度以降は審査に要した日数はそれまでよりも増えていた。

図表26　コロナ貸付けの申込みに係る主な提出資料の変遷

書類名	開始当初	令和2年8月26日	3年4月1日	4年3月1日
借入申込書	◎ 注（2）	◎ 注（2）	◎	◎
減収額確認資料（当該月の請求書や合計残高試算表等）	－	－	○	◎
行政からの指定通知書（写）又は許認可書（写）	－ 注（3）	－ 注（3）	◎	◎
事業継続確認資料（直近月の請求書・合計残高試算表等）	－	－	◎	◎
法人登記簿謄本又は登記事項証明書（原本）	◎	◎	◎	◎
決算関係書類一式（決算報告書・確定申告書等）	◎	◎	◎	◎
借入申込時確認及び申告シート	－	－	－	◎ 注（7）
既往借入金の状況（法人全体）	○ 注（4）	○ 注（4）	－ 注（6）	◎
収支改善計画書	○	○	○	◎
借入れに関する法人理事会（決議機関）の議事録	◎	－ 注（5）	－ 注（5）	◎
連帯保証人承諾書	○	○	○	○

注（1）　◎は必ず提出を求めているもの、○は状況に応じて提出を求めているものを指す。

注（2）　医療貸付では、当初から借入申込書に加えて、補足説明資料の提出を求めることとしていた。一方、福祉貸付では、当初、「事業者が新型コロナウイルス感染症の影響で当該施設の責めに帰することができない理由により機能を停止した際の経営資金に係る申請書」の提出を求めており、新型コロナの影響により借入れを希望する場合には、その影響について自由記述で記載することとなっていた。その後、令和3年4月1日から、同申請書に代わり、補足説明資料の提出を求めることとした。

注（3）　医療貸付では、当初から、行政からの指定通知書（写）又は許認可書（写）の提出を求めることとしていた。一方、福祉貸付では、令和3年4月1日から提出を求めることとした。

注（4）　福祉貸付では、既往借入金の状況については、借入れがある（予定を含む。）場合に提出を求めていた。医療貸付では、他の書類で既往借入金の状況について確認していた。

注（5）　借入申込書に、借入申込みについて法人内で了承を取っている旨の記載欄を追加する代わりに、借入れに関する法人理事会の議事録の提出を一定期間求めないこととしていた。

注（6）　決算関係書類により内容を確認することとし、一定期間様式を廃止していた。

注（7）　不審事案を排除することを目的としたもので、コロナ貸付けを目的外に使用しないことなどを確認又は申告させることで、借入申込みの経緯に係る不審点の有無や目的外使用を行わないことを理解しているかなどについて確認するものである。
注（8）　検査時点で機構に保存されていた資料や機構からの回答を基に本院が作成した。

イ　不審事案への対応等の状況

コロナ貸付けにおいて、機構は、当初、政府の方針を踏まえて迅速な審査を行うために審査を簡素化していた。一方、機構は、審査が簡素化される中で、コロナ貸付けにより貸し付けた資金の目的外流用等がうかがわれる事案（以下「不審事案」という。）が見られるようになったとしている。そこで、機構において、不審事案に対応してどのように審査を見直してきたかみたところ、次のような状況となっていた。

(ｱ) 新規開業事案、代表者変更事案等の取扱いに係る見直し

コロナ貸付けは、1(1)イ(ｱ)のとおり新型コロナの影響による減収等に伴い事業の継続に支障がある事業者に対して、人件費又は経費に充てる資金を貸し付けるものである。しかし、機構によると、コロナ貸付けの申込みの中に、単なる開業資金ではないかと疑われるもの、福祉医療との関係性が乏しい異業種の法人がコロナ貸付けを受けることを目的として休業中のクリニックや事務所を買収して申請したことが疑われるものなど、事業の継続という趣旨に該当するのかが疑われるものが散見されたとのことであった。そこで、機構は、3年5月以降、新規に開業した者からの申請や、2年4月以降に法人の代表者が変更された上で行われた申請について、順次、代表者の変更理由等を確認した上で、貸し付けた資金を貸付けの目的外に使用しないことを申込者に確認し、その確認した記録を残すなどの対応を取ることとしていた。

上記の対応を取る前に行われた貸付けのうち、2年4月以降に代表者が変更された法人に対する貸付けで、法人が新型コロナウイルス対応支援資金を目的外に流用していたものについて、事例を示すと次のとおりである。

＜事例1＞

Aが代表者となっている会社については、機構における審査の過程で同時期に多数の借入申込みがあるなど不審な点が見受けられた。そこで、機構が令和3年7月頃にAが代表者となっている貸付けについて調査したところ、2年6月から3年5月までにかけて29社53件26億9180万円のコロナ貸付け（福祉貸付）が行われていた。機構において更に調査したところ、Aは、当該貸付資金の一部を他社の買収費用として目的外に流用していたことが判明した。

その後、Aが代表者となっている各法人は連鎖破綻に至っている。

機構は、前記のAが目的外に流用していた貸付けについて、4年8月以降、順次請求繰上償還を行うなどしている。前記53件の貸付債権に係る7年度末における返済状況は、完済したものが2件8000万円、事業譲渡を受けた法人から一部弁済を受けたものが1件712万余円、償却に至ったものが38件19億8180万円となっている。一方、残りの13件6億2287万余円（うち1件は一部弁済を受けたものと重複）については、破産手続中等のため債権回収は見込めない状況となっている。

なお、本院において、機構が貸付けを行ったAが代表者となっている29社について法人登記簿等を確認したところ、11社については、2年4月以降にAが代表者となったものであり、当該11社に係るコロナ貸付けは17件7億6180万円となっていた。

また、機構は、上記の事例に加えて、コロナ貸付けにおいて、一部の営利法人において法人外部への資金流出のリスクが懸念されたこと、特定の貸付先等への集中がみられたことなどから、4年4月以降、営利法人については、同一の代表者に係る貸付金が一定金額を超える場合、新規の借入申込みについては、保証人不要制度を選択できないこととし、原則として法人の代表者を保証人とすることとしている。このことについて、機構は、代表者を保証人として徴求することで対象施設の経営責任の所在を明らかにすることにより、健全経営を担保することが期待できるとしている。

なお、機構は、コロナ貸付けについては、貸付先に営利法人が多く含まれているが、同一の代表者が複数の営利法人で貸付けを受けている場合でも貸付先単位では貸付残高が少額なものが多く従来の選定方法では捕捉しにくいこと、営利法人は資金融通について法的制約が課されている社会福祉法人や医療法人等と比較して法人外部への資金流出による連鎖破綻のリスクが高いことなどの特徴があるとして、7年度から新たに、同一の者が代表者となっている貸付先について代表者単位でまとめた貸付残高が多い貸付先をフォローアッ

プ調査先として選定することとしている（フォローアップ調査については、後述(3)ウ参照）。

(ｲ) 貸付対象となる要件の確認

コロナ貸付けについては、迅速に審査を行うことも重要であったが、貸付けを必要とする者に適切に貸付けを行うこと及び不正等に対して適切に事後対応を行うことも重要である。

機構は、コロナ貸付けの要件について、当初はその多くを自己申告に委ねることとしていて、特段の根拠資料を徴していなかった。その後、コロナ貸付けの申込みが落ち着いてきた中で、様々な不審事案の情報が寄せられてきたことなどを背景として、機構は、借入申込者についてより正確な運営実態やコロナ貸付けの要件を満たしているかなどを確認するために、図表26のとおり、申込みに係る提出資料を増やすなどの見直しを行っていた。

このうち、施設及び事業ごとに、新型コロナの影響を受けた月の収入又は収益が前年又は前々年同月と比較して、おおむね5%以上減少しているもの又は減少が見込まれるものなどを貸付対象とする要件（以下「減収要件」という。）については、4年3月以降、客観的に確認できる資料を基に審査するようにしていた。一方、機構は、4年2月までに行った貸付けについては、客観的に確認できる資料の提出を求めておらず、また、貸付先から事後に悉皆で資料の提出を求めることは困難であるとしていた。このため、本院の検査において、機構が提出を受けて保存している資料では、貸付先が減収要件を満たしているかについて確認することはできなかった。

これらを踏まえると、今後の非常時において、迅速かつ効果的、効率的な貸付決定を図るとともに、適切な事後対応等を行うために、事後的に正確な運営実態やコロナ貸付けの要件を満たしているかなどを円滑に確認することができるような仕組みを検討していくことが重要であると考えられる。

ウ　貸付けの対象とならない施設等に対する貸付けの状況

貸付事業の対象となる施設及び事業並びに貸付けの相手方については、機構法、業務方法書等において限定列挙されており、コロナ貸付けと通常の貸付けで同一となっている。

コロナ貸付けに係る施設及び事業並びに貸付けの相手方について検査したところ、本来は貸付けの対象とならないものであるにもかかわらず、誤って貸付けをしていたものが9件2億1300万円見受けられた。これらの貸付けに係る借入申込時の提出書類には、施設及び事業並びに貸付けの相手方が真正に記載されていたことから、機構の審査において、これらの借入れの申込みが貸付けの対象とならないことについては確認が可能であり、当該審査は、前記のとおり迅速な資金交付が求められていた中で行われたものではあるが、確認が可能であったことを踏まえると適切でなかったと思料される。なお、機構は、これらの貸付けについて、貸付契約自体は有効なため一方的に償還させることは困難であるとしており、貸付先に対して任意繰上償還を依頼するとしている。また、今後同様の事態が生じないように、貸付対象と対象外を判別するツールを導入するなどの再発防止策を講ずるとしている。

このように、コロナ貸付けの審査について、機構は、不審事案の発生等を踏まえて、順次、見直しを行っていた。また、見直し前に行われた貸付けについては、機構が提出を受けて保存している資料では、貸付先が減収要件を満たしているかについて確認することはできない状況や、借入申込時の提出書類には真正に記載されていたものの、機構の審査において確認が適切に行われず、コロナ貸付けの対象とならない施設及び事業並びに相手方に貸付けを行っていた事例が見受けられた。機構においては、今後の非常時において創設される融資制度の検討に当たり、迅速かつ効果的、効率的に審査するとともに、事後的に正確な運営実態や貸付けの要件を満たしているかなどを円滑に確認することができるような仕組みを整えられるよう、コロナ貸付けの経験から得られた課題と対策を整理しておくことが重要である。

(3) コロナ貸付けに係る債権管理の状況

コロナ貸付けについては、(1)ア及びエ(ｲ)のとおり元利金の返済が本格化しているほか、リスク管理債権の額が増加するなどしている。また、1(1)イ(ｴ)のとおり、機構は、コロナ貸付けにおいて、政府の方針に基づき、迅速な審査により資金交付を早急に行うことを最優先とし、貸付け実行後に事業報告書等（決算書類等）により債権管理（モニタリング）を実施することとしていた。また、機構は、債権管理に当たっては、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、適正な実施に努めるとしている。

このような状況を踏まえて、機構における債権管理について、その体制、貸付債権の保全、回収等の状況及び貸付先の状況把握や当該状況に応じた支援の状況についてみると、次のアからウまでのとおりとなっていた。

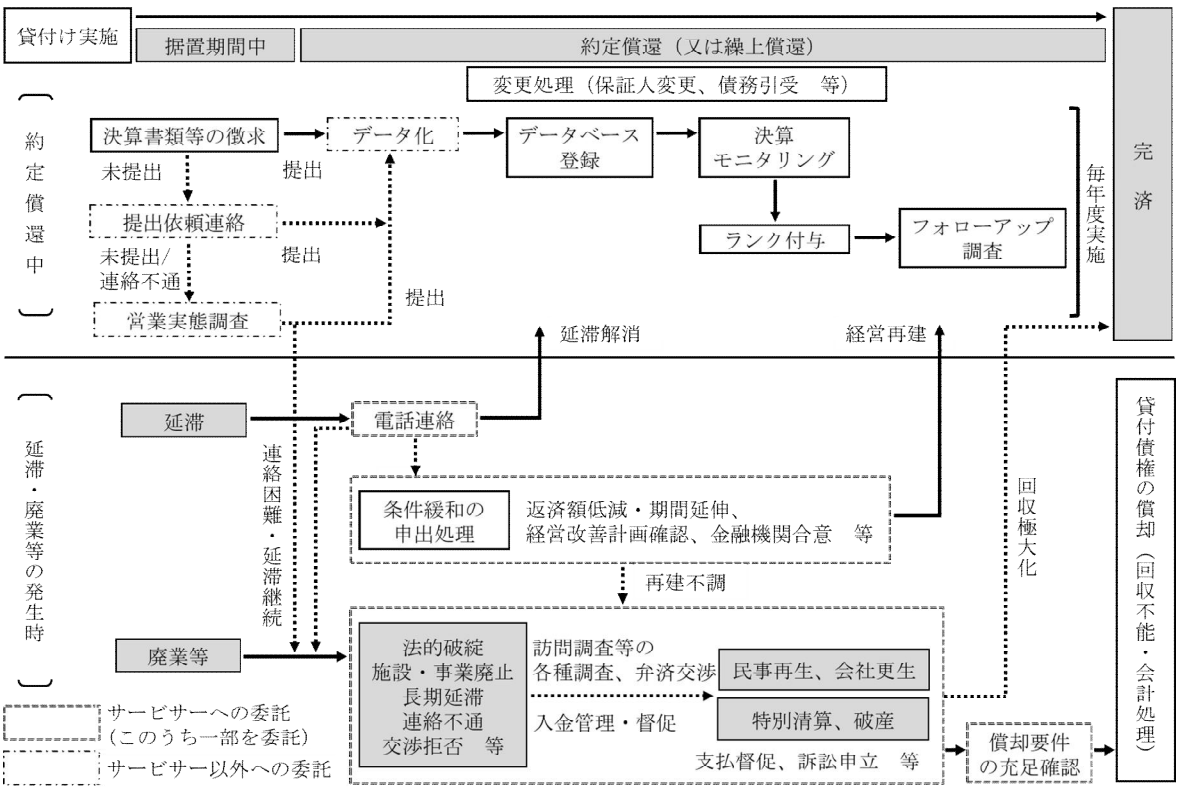
ア　機構の債権管理の体制

コロナ貸付けについては、1(2)のとおり、7年度前半に返済開始時期を迎える貸付けが多くなっていることから、同時期に任意繰上償還、条件緩和の申請等の事務が大幅に増加することが事前に想定された。機構は、これらの事務が適切に執行されない場合は、延滞期間の長期化による信用コストの大幅な上昇等が発生しかねないと認識していた。

このため、機構は、新規のコロナ貸付けの受付が終了した翌月の5年10月に、債権管理に係る組織体制を見直し、コロナ貸付けに係る変更契約、償却等を担当するコロナ資金管理室を設置した。コロナ貸付けの債権管理に係る担当部局は、同室を含めて機構本部の1室7課体制（7年4月1日における職員数59人。コロナ貸付け以外の債権管理業務に従事する者を含む。）となっている。

また、機構は、返済開始時期を迎える貸付けが集中する時期でも債権管理に係る事務が滞留することがないようにして効率的な業務執行を図るために、外部委託を活用する体制を構築している（図表27参照）。具体的には、5年10月から、コロナ貸付けに係る債権管理業務のうち、貸付債権が延滞となるなどしている貸付先への督促及び訪問調査、条件緩和の申出処理、償却要件の充足確認等の業務について、債権回収会社（以下「サービサー」という。）2者へ委託するなどして実施している。

図表27　コロナ貸付けの債権管理に係るフロー図（概念図）



このうち、サービサーへの委託契約について、年度別の支払額をみると、図表28のとおり、支払額は年々増加している。

図表28　コロナ貸付けにおけるサービサーへの委託契約に係る支払額

年度	令和5年度	6年度	7年度	計
支払額（百万円）	10	130	472	613

（注）　サービサー2者に係る支払額の合計である。

イ　機構における債権管理の状況

(ｱ) 決算モニタリング及び営業実態調査に係る対応等

機構は、コロナ貸付けについて、貸付時の特約条項に基づき、据置期間中のものを含めて、年に一度、全ての貸付先から決算書類等の提出を受け、財務状況を把握することとしている（以下、この財務状況の把握を「決算モニタリング」という。）。決算書類等の提出がない又は連絡が取れない貸付先（以下「未提出先」という。）については、外部委託により、対象施設の営業実態調査を行っている。

そこで、2年度決算から6年度決算(注7)までの未提出先について、営業実態調査等の状況をみたところ、図表29のとおり、7年度末において、営業実態がないと確認されていたのは222者277施設となっていた。

（注7）　貸付先から提出を受ける決算書類等について、機構は、令和2年10月末決算から3年9月末決算までの分を2年度決算としており、3年度に提出を受けることとしている（以降の年度も同様）。

図表29　コロナ貸付けの決算書類等の未提出先に係る営業実態調査等の状況（令和7年度末）

決算年度		令和2年度決算	3年度決算	4年度決算	5年度決算	6年度決算	計	
未提出先数（者）		66	159	437	536	447		うち保険医療機関
未提出先のうち「営業実態なし」	貸付先数（者）	7	8	42	69	136	222	65
	対象施設数	7	8	61	81	168	277	72
	貸付債権数（件）	9	10	68	102	196	329	85

（注）　計欄は純計であり、各年度の貸付先数等を合計しても一致しない。

一方、機構の内規によれば、借入資金に係る事業又は施設を休止又は廃止した場合等に該当し、是正の措置が講じられないと認められるときは、機構の貸付金について期限の利益の喪失を通知するとともに貸付金の全部又は一部を請求することとされており、また、債務者の責めに帰すべき事由によって、所在が不明となったときなどは、期限の利益喪失の通知催告等を行うことなく貸付金の全額を請求することとされている。機構は、休廃止に至った施設に係る貸付債権について、期限の利益を喪失させて、貸付先に対して請求繰上償還を行う場合には、貸付契約の特約条項に基づき行っている。

そこで、前記の222者277施設のうち、地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）において休廃止等の状況が公表されている保険医療機関(注8)に係る65者72施設（貸付債権85件）について本院が確認したところ、図表30のとおり、7年度末までに、28者32施設が廃止を届け出て保険医療機関として廃止されたことが明確に確認できる状況となっていた。このうち、6年度末までに廃止の届出の処理が行われ、かつ2年度決算から5年度決算までのいずれかの決算書類等の提出がなかった13者13施設に係る貸付債権16件については、機構において廃止を把握してから1年以上が経過しているものの、7年度末までに期限の利益を喪失させて請求繰上償還を行っていたのは4者4施設に係る5件となっていた。

（注8）　保険医療機関　　コロナ貸付けの貸付実績のある保険医療機関の種類は、病院、一般診療所及び歯科診療所である。なお、これらの施設においてコロナ貸付けを受けるには、保険医療機関として継続して運営していることが必要となっている。

図表30　コロナ貸付けの貸付先である保険医療機関に係る廃止の届出等の状況

地方厚生局における廃止の届出の処理年度		令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計	うち6年度までに廃止処理かつ2～5年度決算の未提出先	左に係る期限の利益を喪失（請求繰上償還）させた貸付先等（7年度末時点）	うち6年度までに廃止処理かつ2～5年度決算の未提出先
保険医療機関「廃止」	貸付先数（者）	1	5	11	7	7	28	13	6	4
	対象施設数	1	5	10	7	9	32	13	6	4
	貸付債権数（件）	2	6	13	7	13	41	16	7	5

注（1）　処理年度は、地方厚生局が管内の保険医療機関から廃止の届出を受けて廃止の処理を行ったとしてその翌月にその旨を公表した年度である。
注（2）　計欄は純計であり、各年度の貸付先を合計しても一致しないものがある。

一方、貸付債権が延滞となるなどしている貸付先については、サービサーによる訪問調査が実施されている。図表31のとおり、5年度から7年度までに実施された調査の結果、居住、営業実態又はその両方が確認できなかった貸付先数は220者（前記の222者と30者が重複）となっていた。このうち、6年度まで調査が実施された82者について、7年度末までに期限の利益を喪失させて請求繰上償還を行ったのは17者となっていた。

図表31　コロナ貸付けにおけるサービサーによる訪問調査の結果等

年度	令和5年度	6年度	7年度	計	うち6年度までに調査	左に係る期限の利益を喪失（請求繰上償還）させた貸付先（7年度末時点）	うち6年度までに調査
居住、営業実態又はその両方が確認できなかった貸付先数（者）	3	79	138	220	82	24	17

こうした状況について機構は、福祉・医療基盤の維持及び存続に影響がないことが見込まれることを前提にして、無担保のものが多いコロナ貸付けの性質を踏まえて回収の極大化を図る観点から、対象施設の事業継続のほか、貸付先との弁済交渉、弁護士からの受任通知の受領、訴訟の提起の要否、債務者の死亡や保有財産、貸付先の法人の解散等の貸付債権の個別の状況や回収見通しを総合的に勘案して請求繰上償還を行っているとしている。一方、前記のとおり、機構において居住や営業実態がないことを確認してから1年以上が経過している施設に係る貸付債権が一定数見受けられ、債権回収に留意が必要な状況となっていた。この中には、貸付先について連絡不通や所在不明となっているものが複数見受けられた。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

機構は、令和2年8月及び3年6月に、医療法人Ｂが運営する一般診療所1施設（診療所Ｃ）に対して2件5000万円のコロナ貸付けを行った。

その後、機構は、Ｂから3、4、5各年度の決算書類等の提出がなかったことなどから、6年1月に営業実態調査を行ったところ、診療所Ｃには営業実態がなく、その所在地において、別法人が運営する別の診療所が開業していることを確認していた。診療所Ｃは4年7月に廃止されており、5年3月に所管の地方厚生局において同診療所の廃止の処理がなされて、その翌月に公表されていた。また、機構は、6年8月に代表者住所地の調査を行い居住実態がないことを確認していた。

その後、Ｂに貸し付けたコロナ貸付けは7年1月以降延滞となり、同法人代表者と連絡が取れない状況が続くなどしていたが、機構は、法人登記簿謄本の取得や厚生年金保険適用事業所の調査等を並行して行っていたとして、7年度末においてＢに係る貸付債権について期限の利益を喪失させて請求繰上償還を行っていなかった。なお、機構は、Ｂに係る貸付債権について期限の利益を喪失させて請求繰上償還を行う予定としている。

(ｲ) 延滞への対応等

(1)エ(ｲ)のとおり、コロナ貸付けに係る三月以上延滞債権は4年度末以降一貫して増加しており、7年度末においては355件112億余円となっていた。機構は、アのとおり、返済が延滞するなどしている貸付先からの回収業務をサービサーへ委託しているが、行政との調整が必要な複雑な事案等については、委託せずに機構が直接対応することとしている。また、機構は、3か月未満の初期延滞の発生抑制のため、元金返済開始の6か月前に返済開始案内を送付するなどしていた。

7年度末までのサービサーによる回収実績は、図表32のとおり、2,857者の3,415件（いずれも延べ数）について、12億余円の回収額となっていた。

図表32　コロナ貸付けに係るサービサーによる回収実績及び延滞状況

区分		令和5年度	6年度	7年度	計
サービサーによる回収実績	貸付先数（延べ数）（者）	17	413	2,427	2,857
	貸付債権数（延べ数）（件）	31	503	2,881	3,415
	回収額（元利金・延滞損害金）（百万円）	37	157	1,068	1,262
延滞状況（各年度末時点）	貸付先数（者）	388	610	1,275	
	貸付債権数（件）	637	1,018	1,993	
	延滞額（元金）（百万円）	14,005	22,047	29,358	

注（1）　サービサーによる回収実績は、3か月未満や6か月以上の延滞、条件緩和等となっている貸付先からの回収を含む実績である。

注（2）　延滞状況は各年度末において、コロナ貸付けに係る貸付債権全体（三月以上延滞債権のほか、危険債権等を含む。）のうち、延滞期間が3か月以上となっているものに係る件数及び延滞額であり、サービサーへ委託していない貸付債権を含む。

(ｳ) 条件緩和への対応等

貸出条件緩和債権を有する貸付先が返済を再開又は継続するなどして債務者区分が「正常先」又は「その他要注意先」に復帰すれば、リスク管理債権は減少することになる。(1)エ(ｲ)のとおり、コロナ貸付けに係る貸出条件緩和債権は7年度に大幅に増加して、7年度末においては1,568件821億余円となっており、このうち454件316億余円については7年度末までの返済額が0円となっていた。

機構の内規によれば、条件緩和は、原則として、貸付先の財政状態が資金繰りひっ迫の状況にあるもの、経営陣の適切な施設運営が期待され、緩和措置によって経営の安定化又は債権回収の促進が図られると認められるもののいずれにも該当する場合に行うことができることとされていて、償還期間の延長については、延長後の期間20年を上限として承認することができることとされている。

貸付先が条件緩和を申請する際に、機構は、通常の貸付けにおいては、経営改善計画書等の業況の改善を目的として作成される計画書類（以下「経営改善計画書」という。）の提出を貸付先から求めることとしている。一方、コロナ貸付けにおいては、機構における業務執行が停滞しないようにするため、機構は、経営改善計画書の提出を省略することを可能とするなど、条件緩和に係る手続を簡素化している。

6、7両年度における償還期間の延長状況をみたところ、コロナ貸付けの要件として定められている償還期間15年を超える貸付債権が、6年度末においては0件、7年度末においては13件17億余円（いずれも令和6年能登半島地震等を事由とする条件緩和を除く。）となっていた。また、6、7両年度における条件緩和の状況をみたところ、図表33のとおり、条件緩和を受けている貸付債権は6年度の457件から7年度の1,401件へ、このうち複数回の条件緩和を受けている貸付債権は6年度の134件から7年度の380件へとそれぞれ大幅に増加していた。そして、複数回の条件緩和を受けている場合であっても経営改善計画書が未作成となっている貸付債権が173件となっていた。

上記の173件について、条件緩和時の機構における収支改善や返済の見通しなどの確認状況をみたところ、機構は、条件緩和の申請時の様式に経営改善に向けた取組内容を記載させること、貸付先からの聞き取りによる経営状況の確認や助言を行うことなどにより確認しているとしていた。一方、これらの貸付債権については、経営改善計画書がある場合と比べて収支改善の進捗の確認が難しいと思料されるなど、条件緩和後の経営状況等の確認に留意が必要な状況となっていた。

図表33　コロナ貸付けにおける条件緩和件数及び経営改善計画書未作成件数

区分	令和6年度						7年度					
			初回		2回目以降				初回		2回目以降	
条件緩和件数（延べ貸付債権数）	457	(100.0%)	323	(100.0%)	134	(100.0%)	1,401	(100.0%)	1,021	(100.0%)	380	(100.0%)
経営改善計画書あり	131	(28.6%)	72	(22.2%)	59	(44.0%)	641	(45.7%)	434	(42.5%)	207	(54.4%)
経営改善計画書なし	326	(71.3%)	251	(77.7%)	75	(55.9%)	760	(54.2%)	587	(57.4%)	173	(45.5%)
制度内対応	190	(41.5%)	160	(49.5%)	30	(22.3%)	32	(2.2%)	32	(3.1%)	0	(-)
改善取組記載	72	(15.7%)	46	(14.2%)	26	(19.4%)	390	(27.8%)	321	(31.4%)	69	(18.1%)
暫定対応	20	(4.3%)	14	(4.3%)	6	(4.4%)	144	(10.2%)	97	(9.5%)	47	(12.3%)
その他	44	(9.6%)	31	(9.5%)	13	(9.7%)	194	(13.8%)	137	(13.4%)	57	(15.0%)

注（1）　図表中（　）内の%は、条件緩和件数（延べ貸付債権数）の全体件数に対する構成比である。
注（2）　経営改善計画書なしの内訳のうち「制度内対応」はコロナ貸付けの要件として定められていた償還期間15年以内（うち据置期間5年以内）の範囲で条件緩和の対応をしているもの、「暫定対応」は第三者機関等による支援を受けるなどして経営改善計画書を作成することを前提とし、6か月ないし1年程度の暫定的な条件緩和の依頼に対応しているものである。

ウ　機構における貸付先に対する支援の状況等

機構は、債権悪化の未然防止を図るために、債務者区分が「正常先」及び「要注意先」である貸付先等について、決算モニタリング等を基に経営指標（自己資本比率、経常利益率等）によるリスク評価を行うなどしてリスクの高い貸付先を抽出し、当該貸付先に対し、原則として、年に一度フォローアップ調査を行っている。そして、機構は、コロナ貸付けにより無担保貸付残高や通所等施設を運営する貸付先が増加したことなどを踏まえて、担保による保全状況を加味した予想損失額や、入所施設と通所等施設とで異なる経営指標を用いることとするなど、上記抽出の方法について順次見直しを行っていた。

7年度のフォローアップ調査の対象数(注9)は94調査先であり、このうちコロナ貸付けを受けているものは65調査先となっていた。機構は、フォローアップ調査先に対して、経営改善状況や運営状況等を把握するために、電話等によるモニタリングや直接訪問する実地調査を実施し、経営状況の確認、助言等の支援を行っていた。

（注9）　フォローアップ調査の対象数　　抽出方法によって貸付先単位である場合、代表者単位である場合等がある。

このように、コロナ貸付けの債権管理について、機構は、外部委託を活用した業務執行体制を構築して、決算モニタリング等により貸付先の状況把握を行うとともに、貸付債権が延滞となるなどしている貸付先への督促や条件緩和等の対応を行っている。一方、機構において、貸付先の調査の結果、営業実態がないことが確認されてから1年以上が経過している施設に係る貸付債権が見受けられ、債権回収に留意が必要な状況となっており、この中には、貸付先について連絡不通や所在不明となっているものが見受けられた。また、7年度以降、特に増加している貸出条件緩和債権について、条件緩和の手続を簡素化して対応している状況となっていた。機構においては、コロナ貸付けの債権管理において、業務を効率的に行うことについて引き続き検討するとともに、債権回収に当たり休廃止した施設に係る貸付先の状況等に応じた適時適切な対応、条件緩和に当たり貸付先の経営の安定化又は債権回収の促進が図られるよう貸付先の状況を踏まえた適切な対応等に留意して、貸付債権の状況等に応じて適時適切に債権管理を行うことが重要である。

(4) コロナ貸付けに係る機構の財務状況等

機構の財務諸表では、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」」（平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、費用や収益、政府出資金等についてのセグメント情報（法人の中期目標等における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくもの）が開示されている。そこで、開示されている政府出資金や純資産の状況に加えて、開示対象とされていないコロナ貸付けに係る運営費交付金及び財政融資資金からの借入れの状況、また、政府出資金の状況並びにコロナ貸付けに係る損失の状況をみると、次のアからウまでのとおりとなっていた。

ア　運営費交付金の状況

コロナ貸付けの審査や債権管理に要する費用に充てるために必要な額は、国から運営費交付金の一部として措置されており、図表34のとおり、2年度及び5年度から7年度までにコロナ貸付けに要する費用として53億8104万余円(注10)が交付されていた。

（注10） 運営費交付金は使途の定めがないことから、運営費交付金の予算額を算定する際の積算に基づいてコロナ貸付けに要する費用を集計したもの

図表34 コロナ貸付けに要する費用に関する運営費交付金の交付状況

年度	令和2年度	5年度	6年度	7年度	計
交付額（百万円）	1,874	459	1,858	1,188	5,381

（注） 令和3年度及び4年度はコロナ貸付けに要する費用としての運営費交付金の交付はなかった。

機構によると、2年度の運営費交付金については、主にコロナ貸付けの審査や契約に係る人件費、業務委託費等の費用が必要になる一方で、コロナ貸付けの据置期間（最長5年）中は債務の償還に支障をきたすおそれのある延滞、倒産等の発生が少ないと見込まれるため、債権管理に要する費用としては決算モニタリング等の経常的に発生する経費のみが必要になるとして交付されたとしている。また、5年度以降については、コロナ貸付けの元金返済が徐々に開始されることから、債権管理に要する費用として、現地調査費用等も必要になるとして交付されたとしている。

イ 財政融資資金からの借入れ等の状況

機構は、コロナ貸付けの主な貸付原資に充てるための資金として、調達コストが低く、元金均等償還である貸付けとキャッシュフローが一致している財政融資資金からの借入れの活用を基本としており、その借入額は、図表35のとおりとなっている。また、貸付先へ貸し付ける際の基準利率は、原則として、機構が財政融資資金から借り入れた際の金利と同率となっている。

図表35 コロナ貸付けに係る財政融資資金からの借入れ等の状況

（単位：百万円）

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
借入額	7	1,471,700	344,000	134,100	15,600	－	－
返済額	－	－	34,354	35,853	44,215	42,174	110,361
うち繰上償還分	－	－	12,799	14,298	22,660	20,619	－
借入残高（年度末）	7	1,471,707	1,781,352	1,879,598	1,850,982	1,808,807	1,698,446

（注） 貸付先から繰上償還を受けた場合、デュレーションギャップ（貸付けと借入れの平均期間の差）の縮小を目的として、原則として年度末に財政融資資金について繰上償還を行っており、これに伴い繰上償還に係る補償金を総額311万余円支払っている。

ウ 政府出資金の状況等

機構は、コロナ貸付けを実施するために、図表36のとおり、国から累計で1388億余円の政府出資金を受け入れて、財務基盤の強化を図っていた。

図表36 国から機構へのコロナ貸付け実施のための出資状況

予算	令和2年度1次補正	令和2年度2次補正	令和2年度3次補正	計
政府出資金（百万円）	4,148	32,758	101,910	138,816

（注） 政府出資金は、建設公債（財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項ただし書の規定に基づき公共事業費、出資金及び貸付金の財源に充てるために発行される公債）の発行対象経費となっている。

機構は、コロナ貸付けに当たっては、①当初5年間の無利子となる金利優遇期間に発生する貸付金利と財政融資資金の借入金利の逆ざやに伴う額、②償却や貸倒引当金の計上に伴う額等が生ずることから、機構の財務基盤強化のために、これらに対応する政府出資金を受け入れたとしている。

政府出資金の予算上の積算は、①金利優遇に要する額について、貸付金利と財政融資資金の借入金利の差分に想定貸付額を乗ずるなどして算出し、②貸倒れに伴う額について、想定貸付額に対してリーマンショック時の運転資金貸付けにおける平成30年度末の償却率（貸倒引当金計上額含む。）2.1904％を乗じて算出されたものであるとしている。

また、機構は、当該政府出資金相当額について、最終的にコロナ貸付けに係る事業が終了した時点における中期目標計画期間終了後に、コロナ貸付けに係る損失を勘案するなどした上で、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の2に基づく不要財産である場合は、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、国庫納付することになるとしている。

一方、機構においてコロナ貸付けを含む貸付事業等を経理している一般勘定では、図表37のとおり、令和2年度補正予算に計上された政府出資金を令和2、3両年度に受け入れており、一般勘定の純資産は、3年度末においては1409億余円と元年度末に比べて大きく増加した。その後、貸倒引当金が計上されたことなどを背景に大きく減少していたが、7年度に物価高騰貸付けなどのために政府出資金を受け入れて、7年度末における純資産は1114億余円となっていた。

図表37　機構の政府出資金及び純資産の推移（一般勘定）

（単位：百万円）

年度	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	6年度末	7年度末
政府出資金	21,787	58,694	160,604	160,604	160,604	160,604	250,823
うちコロナ貸付け分	－	36,906	138,816	138,816	138,816	138,816	138,816
純資産	23,289	61,014	140,984	120,286	81,004	62,220	111,456

（注）　国は、図表36のとおり令和2年度に政府出資を行っているが、国の会計制度と機構の会計基準の違いのため、機構では2、3両年度に分けて政府出資金として計上されている。

そこで、前記コロナ貸付けのための政府出資金の予算上の積算の考え方に沿って、機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額について、7年度末までの状況をみると、次のとおりとなっていた。

(ｱ) 金利優遇に要する額

機構は、金利優遇に要する額について、コロナ貸付けのために調達した財政融資資金からの借入利息から、貸付先からの借入れに伴う利息収入を控除することにより把握することとしており、その額は、図表38のとおり、元年度から7年度までの累計で72億余円となっていた。

図表38　コロナ貸付けにおける金利優遇に要する額

（単位：百万円）

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	計
金利優遇に要する額 A＝B－C	△0	345	1,029	1,422	1,756	1,633	1,076	7,263
借入利息　B	0	1,040	2,568	3,114	3,447	3,437	3,361	16,969
利息収入　C	0	695	1,538	1,692	1,690	1,803	2,285	9,705

（注）　B及びCは、金利優遇に要する額を把握するために機構において管理している額である。

上記機構の算出方法によると、コロナ貸付けにおいて貸付先へ貸し付ける際の基準利率は、原則として、機構が財政融資資金から借り入れた際の金利と同率となっていることから、財政融資資金からの借入れに伴う支払利息は、当初5年間の無利子期間が終了する7年度以降、順次、財政融資資金からの借入れに伴う支払利息に見合う利息収入が貸付先から得られることになる。また、これに加えて保証人不要制度の上乗せ利率等による利息収入

が得られることになる。一方、貸付先からの返済が遅延すること又は履行されないことで、財政融資資金からの借入れに伴う支払利息に見合う利息収入が得られなくなることもあり得る。このため、上記の計算方法で算出した金利優遇に要する額については、今後も増減することになる。

(ｲ) 貸倒れに伴う額

(1)ウのとおり、7年度末までに償却したコロナ貸付けに係る貸付債権は143億余円となっている。そのほかに、同年度末において、機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している貸倒引当金計上額が1500億余円あり、両者を合わせた貸倒れに伴う額を、同年度末において1643億余円と見込んでいる。当該金額については、機構の会計上、費用計上された額に相当する。なお、貸倒引当金計上額は、今後、貸付先の経営状況等の変化に伴って増減することになる。

このように、機構は、コロナ貸付けの実施に当たり、財務基盤強化のため、政府出資金の出資を受けている。そして、機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額は、今後、増減することに留意が必要であるが、7年度末において、金利優遇に要する額が72億余円、貸倒れに伴う額が1643億余円の計1716億余円となっており、これは政府出資金1388億余円を上回っている状況となっていた。

こうした状況について、機構は、経営管理上必要な計数として内部で把握し管理していた。機構は、財務諸表上開示が求められているものではないことから財務諸表において開示して公表していないが、コロナ貸付けに係る損失の大部分を占める貸倒引当金の状況については、機構のウェブサイトを通じて公表していた。なお、コロナ貸付けを含む貸付事業等を経理している一般勘定の純資産は7年度末において1114億余円となっており、財務上の問題は生じていないなどとしている。

コロナ貸付けのために出資された政府出資金については、最終的に事業が終了した後に、コロナ貸付けに係る損失を勘案するなどした上で不要財産である場合は、国庫納付することになる。また、機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額は、償却及び貸倒引当金の増加等により、7年度末においてコロナ貸付けのために出資された出資額を上回っている。コロナ貸付けに係る貸付事業が終了した後に、財政負担が確定することを踏まえて、機構は、コロナ貸付けに係る損失の状況について、国民に対して引き続き丁寧に説明していく必要がある。

4　本院の所見

機構は、厚生労働省の要請により、地域の福祉・医療サービスの提供体制を維持・確保するために、2年2月に、貸付事業において、コロナ貸付けを開始した。その後5年間の据置期間を経過して、7年度前半からコロナ貸付けの元利金の返済が本格化している。

そこで、コロナ貸付けに係る貸付債権はどのような状況となっているかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

コロナ貸付けについては、リスク管理債権及び償却した貸付債権の額が年々増加しており、7年度末において、コロナ貸付け以外を上回る状況となっている。また、コロナ貸付けは、貸付残高では一般勘定全体の3分の1程度となっているのに対して、貸倒引当金計上額では8割以上を占めていた。さらに、機構は、保証人不要制度に係る上乗せ利率について、通常の貸付けと同一の利率としている一方、コロナ貸付けは、通常の貸付けよりもリスクが高く、福祉貸付と医療貸付のリスクの現れ方も通常の貸付けとは異なる状況となっていた。

コロナ貸付けの審査について、機構は、不審事案の発生等を踏まえて、順次、見直しを行っていた。また、確認が適切に行われず、コロナ貸付けの対象とならない施設及び事業並びに相手方に貸付けを行っていた事例が見受けられた。

コロナ貸付けの債権管理について、機構において、貸付先の調査の結果、営業実態がないことが確認されてから1年以上が経過している施設に係る貸付債権が見受けられ、債権回収に留意が必要な状況となっており、この中には、貸付先について連絡不通や所在不明となっているものが見

受けられた。また、7年度以降、特に増加している貸出条件緩和債権について、条件緩和の手続を簡素化して対応している状況となっていた。

機構は、コロナ貸付けの実施に当たり、財務基盤強化のため、政府出資金の出資を受けている。そして、機構がコロナ貸付けに係る損失として管理している額は、今後、増減することに留意が必要であるが、7年度末において、金利優遇に要する費用が72億余円、貸倒れに伴う費用が1643億余円の計1716億余円となっており、これは政府出資金1388億余円を上回っている状況となっていた。

ついては、検査で明らかになった状況を踏まえて、機構は、厚生労働省と連携して、次の点に留意するなどして、非常時の貸付事業に係る対応を適切に行う必要がある。

ア　今後の非常時において、長期運転資金等の供給を行う融資制度を創設する際に備えて、当該資金の供給に係る制度趣旨を踏まえた上で、保証人不要制度における上乗せ利率の設定の考え方について引き続き検証すること

イ　今後の非常時において創設される融資制度の検討に当たり、迅速かつ効果的、効率的に審査するとともに、事後的に正確な運営実態や貸付けの要件を満たしているかなどを円滑に確認することができるような仕組みを整えられるよう、コロナ貸付けの経験から得られた課題と対策を整理すること

ウ　リスク管理債権が増加する中、コロナ貸付けの債権管理において、業務を効率的に行うことについて引き続き検討するとともに、債権回収に当たり休廃止した施設に係る貸付先の状況等に応じた適時適切な対応、条件緩和に当たり貸付先の経営の安定化又は債権回収の促進が図られるよう貸付先の状況を踏まえた適切な対応等に留意して、貸付債権の状況等に応じて適時適切に債権管理を行うこと

エ　コロナ貸付けについては、リスク管理債権及び償却した貸付債権の額が年々増加するなどしている状況を踏まえて、引き続き、コロナ貸付けの貸付債権の状況に応じて適切に貸倒引当金を計上すること

オ　コロナ貸付けに係る損失として管理している額が、7年度末においてコロナ貸付けのために出資された出資額を上回っている中、コロナ貸付けに係る貸付事業が終了した後に、財政負担が確定することを踏まえて、コロナ貸付けに係る損失の状況について、引き続き、国民に対して丁寧に説明すること

本院としては、コロナ貸付けに係る債権管理の状況等について引き続き注視していくこととする。